

この事業は、財団法人全国市町村振興協会の助成を受けて、実施したものです。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究

－ 都市計画税について －

平成24年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしてきております。そして、近年、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心は、ますます高まっております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、固定資産税に関する調査研究、地方団体職員に対する研修、情報の収集・提供等の業務を行ってまいりました。

調査研究事業では、その時々固定資産税を巡る諸課題をテーマに、学識経験者、地方団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、本年度は3つの調査研究委員会において、固定資産税制度、固定資産評価制度に関して、専門的な調査研究を行って参りました。

このうち、地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会においては、近年、あまり議論されていなかった都市計画税について、使途の明確化、充当することが出来る事業の範囲、制限税率のあり方等について調査研究を行ってきました。

そしてこの度、当委員会の調査研究の成果をとりまとめ、ここに研究報告書として公表するものです。この機会に熱心にご研究、ご審議いただいた委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成24年3月

財団法人資産評価システム研究センター

理 事 長 小 林 倫 憲

平成23年度地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会
委員名簿

委 員 長	金 子 宏	東京大学名誉教授
委 員	石 島 弘	岡山商科大学大学院法学研究科教授
	工 藤 裕 子	中央大学法学部教授
	佐 藤 英 明	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授
	篠 原 正 博	中央大学経済学部教授
	渋谷 雅 弘	東北大学大学院法学研究科教授
	杉 原 正 純	元自治省税務局長
	谷 口 進 一	新日本製鐵株式会社代表取締役副社長
	堀 場 勇 夫	青山学院大学経済学部教授
	前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
	水 野 忠 恒	一橋大学大学院法学研究科教授
	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
	阿 南 威 彦	東京都主税局資産税部長
	谷 口 郁 夫	神戸市行財政局主税部長

(順不同、敬称略)
平成24年3月現在

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会

【審 議 経 過】

○第１回〔平成２３年１０月１１日（火）〕

- （議題）（１）平成２３年度調査研究テーマ・スケジュール
- （２）都市計画税について
- （３）その他

○第２回〔平成２４年２月８日（水）〕

- （議題）（１）都市計画税について
 - ① 第１回委員会の補足説明
 - ② 地方団体からのプレゼンテーション
- （２）平成２４年度税制改正について（固定資産税関係を中心に）
- （３）その他

○第３回〔平成２４年３月８日（木）〕

- （議題）（１）都市計画税について
 - ① 論点に対する意見等の取りまとめ
 - ② 報告書（案）について
- （２）社会保障・税一体改革について

目 次

1. はじめに	1
2. 都市計画税の概要	1
(1) 性格	1
(2) 課税客体	1
(3) 課税団体	2
(4) 税率	2
(5) 税収	2
3. 都市計画税の現状と課題	2
(1) 都市計画税の使途の明確化	2
① 使途	3
② 使途の状況(平成22年7月時点)	3
③ 使途の明確化に関する課題	4
(2) 都市計画税の充当先	5
① 都市計画税の都市計画事業等への充当状況	5
② 他の目的税の使途	5
③ 都市計画税の充当に関する課題	7
(3) 制限税率	7
① 都市計画税が制限税率のみを定めている理由	7
② 制限税率の改正状況	7
③ 制限税率に関する課題	9

4. 地方団体における実情	9
(1) 埼玉県川越市	9
① 川越市の概要	9
② 平成22年度の都市計画税率の引き上げについて	9
③ 今後の課題	11
(2) 千葉県千葉市	11
① 千葉市の概要	11
② 都市計画事業費について	11
③ 都市計画税の使途に関する市民への周知	12
④ 今後の見込み	12
(3) 兵庫県神戸市	13
① 神戸市の概要	13
② 都市計画税の充当事業の範囲について	13
③ 都市計画税率の決定方法について	13
④ 都市計画税の使途の明確化について	14
5. 都市計画税に関する論点の検討	14
(1) 都市計画税の使途の明確化	14
(2) 都市計画税を充当することができる費用の範囲	15
(3) 都市計画税の制限税率のあり方	18
6. まとめ	19
7. 資料編	21

1. はじめに

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、昭和 31 年度に創設された、市町村の目的税である。

都市計画税の創設以降、地域のまちづくりを進める環境や、開発事業を取り巻く環境、都市計画事業に関する各種制度が変化してきている中で、都市計画事業の財源である都市計画税についても、期待されている役割に多少なりとも変化が見られるところである。

また、近年、納税義務者の税金に対する意識が高まっており、税金の使われ方についての関心も強くなっている。

今年度の本調査研究会では、このように時代の変遷とともに変化する事項に対応するために、今後の都市計画税のあり方をどのようにすべきかということ念頭におきつつ、現状の課題を整理し検討を行うこととした。

2. 都市計画税の概要

(1) 性格

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるもの。

都市計画税を課税するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられている。

都市計画事業とは、都市計画法第 4 条第 15 項に規定されている、都道府県知事の認可を受けて行われる「都市計画施設」の整備に関する事業及び市街地開発事業である。

都市計画施設は、次に掲げる施設である（都市計画法第 11 条第 1 項）

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ償却場その他の供給施設又は処理施設 等

(2) 課税客体

都市計画税の課税客体は、市町村の区域で都市計画法第 5 条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち同法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋である。平成 22 年度の課税対象資産は、土地が 4,150 万筆、家屋が 3,015 万棟となっている。

(3) 課税団体

平成 22 年度において都市計画税を課税している団体は、平成 22 年 7 月 1 日時点で 658 団体（東京都特別区を 1 団体として含む）であり、都市計画事業を施行している市町村の約 6 割が都市計画税を課税している。

なお、658 団体には、都市計画税の税条例を有するが条例の本則又は附則で課税を留保している 17 団体は含んでいない。

	固定資産税課税 市町村数(※1) ①	都市計画事業施行 市町村数(※2) ②	都市計画税課税 市町村数(※3) ③	③／①	③／②
市	787	686	535	68%	78%
町村	941	349	123	13%	35%
計	1,728	1,035	658	38%	64%

※1 は H22. 4. 1 時点、※2 は H22. 3. 31 時点、※3 は H22. 7. 1 時点の数値である。

(4) 税率

都市計画税の税率は、100 分の 0.3 を超えることができないとされているが、税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ決定されるため団体によって様々である。

税率の採用状況は、都市計画税を課税している団体の約半数が制限税率である 100 分の 0.3 を採用している。次いで多いのが昭和 51 年度までの制限税率である 100 分の 0.2 を採用している団体となっている。なお、一番低い税率は 100 分の 0.05 となっている。

	0.1 未満	0.1	0.1 超 0.2 未満	0.2	0.2 超 0.25 未満	0.25	0.25 超 0.3 未満	0.3	計
団体数	2	27	23	189	10	50	23	334	658

※1 平成 22 年 4 月 1 日時点の数値

(5) 税収

平成 22 年度における都市計画税の決算額は 1 兆 2,555 億円であり、市町村にとって重要な財源となっている。市町村税収に占める割合をみると、全国平均が 6.2%、大都市が 8.0%、都市が 5.6%、町村が 1.5%となっており、都市部の税収が多いことが見て取れる。

3. 都市計画税の現状と課題

(1) 都市計画税の用途の明確化

① 使 途

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるためのものでなければならない。

都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用とは、すでに実施したこれらの事業並びに現に実施中のこれらの事業及び今後実施することを決定されたこれらの事業のために必要な直接又は間接の費用をいう。したがって例えば、これらの事業の実施のため借り入れた借入金を償還する費用等は含まれるのであるが、これらの事業に関連して行われる事業例えば災害復旧事業のための費用は、これに含まれない。

また、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用は、事業の実施主体の如何にかかわらず、市町村の都市計画区域内において行われる都市計画事業又は土地区画整理事業の実施に必要とする費用をいう。したがって国又は都道府県の実施するこれらの事業に要する費用の一部として、市町村の負担する費用又は市町村の都市計画区域内において土地区画整理組合等が行う土地区画整理事業に対する市町村の補助金の財源にも都市計画税を充てることができる。しかし、これらの事業に要する費用のうち、国の負担金、受益者負担金等のように特定の収入がある場合においては、もとより、これらの特定の収入を控除した額によらなければならない。

② 使途の状況（平成 22 年 7 月時点）

ア 議会に対する使途の明確化（予算・決算説明書（事項別明細書）において、都市計画事業費に都市計画税収を充当していることを明示）

(7) 明示有……………144 団体（21.9%）

(4) 明示無……………514 団体（78.1%）

〔明示の方法〕

- ・ 充当調書を作成……………68 団体
- ・ 財源内訳の特定財源欄に明記……………33 団体
- ・ 備考等の欄に充当額を明記……………11 団体
- ・ その他……………37 団体

イ 住民に対する使途の明確化

(7) 目的税である都市計画税の概要について毎年周知

a 周知有……………485 団体（73.7%）

b 周知無……………173 団体（26.3%）

〔周知の方法〕

- ・ ホームページ……………311 団体
- ・ パンフレット……………212 団体
- ・ 広報誌……………140 団体
- ・ 納税通知書……………121 団体
- ・ 説明会 ……………17 団体
- ・ その他 ……………61 団体

(イ) 予算額又は決算額により都市計画税の使途を毎年周知

- a 周知有……………223 団体 (33.9%)
- b 周知無……………435 団体 (66.1%)

〔周知の方法〕

- ・ 広報誌……………146 団体
- ・ ホームページ ……………79 団体
- ・ パンフレット ……………24 団体
- ・ 説明会 ……………5 団体
- ・ その他 ……………43 団体

③ 使途の明確化に関する課題

都市計画税の使途については、政府税制調査会の「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」平成 12 年 7 月 14 日付答申において次のとおりまとめられている。

「…その税収が充当対象事業に要する費用を上回り、余剰金が生じる場合は充当対象外の事業に充当されることがないように、特別会計において財源繰越を適正に行うなどの適切な対応が必要です。また、都市計画税の性格に鑑み、特別会計を設置して経理を明確に区分することや、議会に提出される予算書、決算書や説明資料に特定財源として明示するなどの議会に対する使途の明確化とともに、住民に対しても広報誌などにおいて都市計画税がどのような事業に充当されているかを周知し、アカウンタビリティを十分果たす必要があると考えられます。」「納税者に対して受益と負担の関係を明らかにしていくため、その使途を一層明確化していくことが求められます。」

また、「地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）」（昭和 30 年 8 月 1 日付自乙市発第 33 号）においても、「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充

てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。」とされている。

そこで、平成 22 年度の用途の明確化状況を平成 11 年度と比較すると、議会に対する用途の明確化は、平成 11 年度は 100 団体（12.7%）であったが、平成 22 年度は 144 団体（21.9%）となっている。また、住民に対する用途の明確化は、平成 11 年度は 127 団体（16.1%）であったが、平成 22 年度は 223 団体（33.9%）となっている。このように、用途の明確化の状況は若干進捗しているが、いまだ十分な用途の明確化が図られていない状況にある。このような状況を打開するために、用途の明確化が進展しない要因を分析し、対応方策を検討する必要がある。

(2) 都市計画税の充当先

① 都市計画税の都市計画事業等への充当状況

都市計画税課税市町村における、都市計画事業費等とその財源内訳を平成 22 年度決算額ベースでみると、3 兆 8,475 億円であり、事業費等の内訳は、地方債償還額が 1 兆 7,599 億円（45.7%）、下水道事業が 7,794 億円（20.3%）、街路事業が 5,435 億円（14.1%）等となっている。

その財源内訳については、都市計画税収を除いた一般財源等が一番多く 1 兆 3,017 億円（33.8%）となっており、次いで都市計画税収が 1 兆 2,234 億円（31.8%）となっている。残りの約 3 分の 1 は、地方債が 7,017 億円（18.2%）、国庫支出金等が 3,437 億円（8.9%）、負担金・使用料等が 2,775 億円（7.2%）となっている。

また、地方債、国庫支出金等、負担金・使用料等の財源を差し引いた額における都市計画税の充当割合を課税団体別でみると、充当割合が 50%未満となっている団体が 390 団体（61.7%）、100%を超えたオーバーフロー状態の団体が 16 団体（2.5%）、90%以上 100%以下の団体が 30 団体（4.7%）となっている。

なお、オーバーフローしている団体については、財源繰越又は基金積立を行い翌年度以降の都市計画事業等の財源としている。

② 他の目的税の用途

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税であるため、都道府県知事の認可を受けた事業でなくてはならない。既に都市計画事業として整備された都市施設の

リニューアルについては、学校施設の耐震化や公園内施設の充実等当該事業の実施が都市全体の機能の向上に資するものであれば、新たな都市計画事業として改めて認可されることとなる。ただし、次にあげるような他の目的税の使途と比較した場合、都市計画税のそれは狭いとの考えもあるところである。

ア 事業所税

地方税法

第 701 条の 30 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

道路、公園等の整備事業に充てられ、当該地方団体がこれらの事業を施行する場合の事業費のほか、当該事業に係る補助負担金、利子補給金、地方債元利償還金、維持管理費等が含まれるが、人件費その他のいわゆる運営費及び赤字補てん金は含まれない。

イ 入湯税

地方税法

第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

環境衛生施設とは、上下水道、汚水処理施設、清掃施設等環境衛生に関する施設とされ、鉱泉源の保護管理施設には、鉱泉賦存量の調査、利用施設必要使用料の調査等鉱泉集中管理の実施に関する調査を含むとされ、観光の振興等としては観光宣伝事業、観光調査事業、観光施設の整備とされており、入湯税はそれぞれの施設の維持管理費にも充当されている。

ウ 水利地益税

地方税法

第 703 条 道府県又は市町村は、水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地又は家屋に対し、その価格又は面積を課税標準として、水利地益税を課することができる。

水利に関する事業とは、用排水事業、溜池の新設、改築又は修築の如きものをいうとされ、土地又は山林の利益となるべき事業とは、林道又は農道の新設又は改修、耕地の床締、客土、防潮、防水の施設、荒廃林地復旧事業、植林事業等をいうものとされている。水利地益税はそれぞれの事業に係る維持管理費にも充当されている。

③ 都市計画税の充当に関する課題

都市計画税を充当することができるか否かは、対象事業が、都市計画事業又は土地区画整理事業に認可されるかによって決まってくる。都市計画法は、都市施設に関して、その計画から事業の実施までの段階について定めたものであり、事業完成後の管理については何の定めもないことから、都市計画事業の完成後は当該都市施設の管理者にその管理を引き継ぎ、各々の管理者が当該都市施設について道路法、都市公園法等の他の法令により管理を行うこととなる。

しかし、高度に整備された都市計画施設では、その維持管理にも多額の費用を要することから、都市計画施設の維持管理費に都市計画税を充当したいとの声も聞こえてくるところである。

そこで、都市計画税がオーバーフローしている団体の実情、他の目的税と比較して使途が狭いとも考えられる実情等を踏まえ、都市計画税の目的及び使途のあるべき姿について検討を行う必要がある。

(3) 制限税率

① 都市計画税が制限税率のみを定めている理由

都市計画税において、定め得る最高限度の税率すなわち制限税率しか法定されていないのは、都市計画税によって調達すべき財源が個々の市町村の都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用の額等によって大きく異なるため、都市計画税については全ての市町村を通じて適用される一定税率や標準税率になじみ難い面があること等の理由に基づくものとされている。

したがって、市町村が採用すべき都市計画税の具体的な税率は、この制限税率制度の趣旨に十分配慮し、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用の総額、国庫支出金、受益者負担金等特定財源の額、当該市町村の財政状況等を総合的に勘案して定めるべきものである。

② 制限税率の改正状況

都市計画税の制限税率は昭和 31 年度の創設当時は 100 分の 0.2 であっ

たが、昭和 53 年度地方税法の改正により 100 分の 0.3 に引き上げられ、現在に至っている。

ア 制限税率が 100 分の 0.2 とされた理由（昭和 31 年度）

都市計画税の制限税率を 100 分の 0.2 としたのは、昭和 25 年に固定資産税が創設された当初においては、固定資産税の標準税率は、100 分の 1.6 と定められていたが、その後昭和 29 年度においては、これを 100 分の 1.5 に引き下げ、更に昭和 30 年度以降においては 100 分の 1.4 に引き下げてその負担の軽減を図ってきたので、その実質においては、形をかえた固定資産税の負担の増加ともみられるべき都市計画税の負担を求める場合においても、これによって従来の 100 分の 1.6 の率を超えないようにすることが適当であると考えられたからである。

イ 制限税率が 100 分の 0.3 に改正された理由（昭和 53 年度）

昭和 53 年当時、人口、企業の集中に伴い、都市においては各種の都市施設の整備が急務とされていたことから、都市計画費については、昭和 35 年度から昭和 51 年度までの 16 年間の伸びが 25.7 倍程度となっていた。これに対し、都市計画税の収入額の伸びは、同じ期間に 22.3 倍程度にとどまっており、都市計画費の伸びをかなり下まわっている状況であった。もちろん、都市計画事業の財源は都市計画税の収入だけではないが、昭和 52 年度において、都市計画税課税市町村 744 団体のうち 85%に当たる 635 団体が既に制限税率である 100 分の 0.2 を採用していたことを考えると、都市計画税は、従来の制限税率のままでは、都市計画費の増大に対応しつつ、都市計画事業の目的財源としての機能を十分に果たしていくことが困難な状態であったと考えられる。

このような現況下での昭和 52 年の税制調査会において、都市計画税の制限税率の引上げについても検討が加えられた。その結果「昭和 53 年度の税制改正に関する答申」（昭和 52 年 12 月）において、「都市においては各種の都市施設の整備が緊急の課題となっているが、特に、最近においては住宅対策の観点から住宅環境の改善を図ることが強く要請されており、これに伴って、下水道、街路、公園等の整備のための財政需要が急激に増大してきている。このような事情にかんがみ、都市施設整備のための財源に充てる目的税である都市計画税について、増収措置を講ずることができるよう、制限税率を 100 分の 0.3（現行 100 分の 0.2）に引き上げることが適当である。」と指摘されたところであり、制限税率の引き上げは、この答申の趣旨に沿って行われたも

のである。

③ 制限税率に関する課題

都市計画税は、制限税率のみ定められており、社会情勢にあわせて緩和されてきたが、都市計画事業に必要な財源は市町村によって異なることから、法において税率を制限し続けることが妥当であるか。

また、都市計画税収入によってまかなわれる都市計画事業費（都市計画事業費等から地方債、国庫支出金等、負担金・使用料等を差し引いた額）が、全体の5割程度に過ぎず、現状の税率ではミスマッチが生じているのではないか。

これらの観点から都市計画税の税率のあり方について検討を行う必要がある。

4. 地方団体における実情

以上のような課題を念頭に、地方団体における都市計画税の実情について、埼玉県川越市、千葉県千葉市、兵庫県神戸市の3団体から意見を伺った。まず、埼玉県川越市からは、平成22年度に都市計画税率の改定を行っていることから、都市計画税率引き上げの経緯及び引き上げ時の議会や納税者への対応について伺った。また、千葉県千葉市からは、最近の都市計画事業費の動向及び納税者への使途の明確化の状況について伺った。兵庫県神戸市からは、都市計画税の充当事業の範囲、税率の決定方法及び使途の明確化に関する市の実態の報告や意見について伺った。

概要はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 埼玉県川越市

① 川越市の概要

面積	109.16km ² （市街化区域が3割、市街化調整区域が7割）
人口	約35万人（市街化区域に7割、市街化調整区域に3割が分布）

② 平成22年度の都市計画税率の引き上げについて

川越市では、昭和31年度の都市計画税の創設と同時に都市計画税を導入し、制限税率である0.2%を採用していた。昭和53年度には、制限税率が引き上げられたことに伴い、引き上げ後の制限税率である0.3%を採用した。その後、

平成4年度までは制限税率 0.3%を採用していたが、平成5年度からは 0.2%への引き下げを実施した。

平成5年度時点では、都市計画事業への一般財源等の投入額が約 58 億円にのぼり、都市計画事業に対し、多くの一般財源を投入できる状況にあった。また、都市計画税収は約 21 億円であり、都市計画税の充当割合が 27.0%であったことから、都市計画税率引き下げによる都市計画事業への影響はなかった。また、当時は固定資産税の税収も増加していたことから、財政への影響はごく小さかったと思われる。

しかし、現状では、景気の低迷から市税の大幅な増収は望めない状況にあり、一般財源を都市計画事業にはほとんど投入できていない状況となっている。

平成5年度から平成 21 年度までの 17 年間の減額相当額の累計は、約 220 億円と試算され、この減額相当額をもとに、起債充当率等を勘案して事業費相当額を試算すると、この減額相当額の2倍から3倍の事業が可能であり、本市の都市基盤整備が大きく進んだものと思われる。

そこで、将来にわたって都市基盤整備の財源を確保するため、平成 22 年度から、平成22年度、23年度は税率を0.25%とする経過措置を設けた上で、税率を 0.3%へ改定したものである。

これにより、都市計画事業の財源の確保が図れることになったため、都市計画事業の一層の推進が期待される一方、一般財源を老朽化した本市の施設等の計画的な補修に充てることができるものと考えている。

ア 議会における議論

税率の引き上げの際には議会において以下のような議論が行われた。

- ・ なぜ今の段階で税率改定するのか。
- ・ 平成5年に減税を実施しなかった場合、どのような事業計画が進められたと想定できるか。
- ・ 市の財政状況の現状をどう理解すべきか。
- ・ 都市計画事業費の財源内訳、充当割合はどうなっているか。
- ・ 納税者の影響額はどのぐらいになるのか。
- ・ 今後どのように市民の理解を求めていくのか。

- ・ 今後のまちづくりの重点施策は何か。
- ・ 他市の税率の採用状況。

イ 納税者への周知

広報紙や公式ホームページに掲載することにより周知を行ったことに加え、納税通知書発送の際には、全納税者に都市計画税改定についての説明文書を同封し説明を行った。

それに対して市民からは、都市計画税の概要、対象者、あるいは使途に関する問い合わせの他、市の財政状況に関することや市の具体的な事業への要望が寄せられた。また、個々の具体的な増税額に関する問い合わせもあった。

③ 今後の課題

昭和 40～昭和 50 年代にかけて整備した学校、公民館、道路、下水などの社会資本の多くが今後 10 年から 20 年の間に更新の時期を迎える。これらの社会資本について、今後、適切な維持管理を行って、施設の延命化、あるいは更新費用の抑制に努めていくことが重要な課題となっている。また、効率的な行財政運営という面からも、これらの社会資本が有効に機能できるよう、総合的かつ長期的な視野で計画的な整備を進めていく必要があると考えている。これらの財源を安定的に確保していくためにも、市税をはじめとした自主財源の充実が今後の課題となっている。

(2) 千葉県千葉市

① 千葉市の概要

面積	272km ² （市街化区域は 128km ² (47.3%)）
人口	約 96 万人

② 都市計画事業費について

平成4年の政令指定都市移行を契機として都市基盤整備に積極的に取り組んできたことから、都市計画事業費は高額で推移していた。しかしながら、

近年は、都市基盤整備は一段落したことや、厳しい財政状況を踏まえ、整備費自体は大幅に減少してきている。特に、平成 21 年に就任した、熊谷市長の「脱財政危機」宣言の下、不要不急な事業見直しなども大幅に行い、以降は大幅な減少となっている。

都市計画事業費は平成8年度約 784 億円(市の事業規模の 22%)であるのに対し平成 22 年度では約 477 億円(市の事業規模の 12%)であり、比較すると金額的には半減している。平成 22 年度の都市計画事業費等の内訳は、実際にかかる整備費 36%に対し地方債の償還 64%と、都市計画事業費に占める地方債償還の割合は高く、政令市の中でも2番目となっている。平成 22 年度末で未だ地方債償還が残っている事業としては、公共下水道事業、公園整備事業、街路整備事業等がある。

しかし、この投資の結果として、下水道普及率が平成4年には 69.4%であったものが、平成 22 年度には 28 ポイント増の 97.2%に、都市公園についても、平成4年に1人当たりの面積が 5.95 m²だったものが 9.04 m²に増えており、いずれも、政令市の平均を上回る状況である。

一方、税率については、昭和 53 年以降 0.3%であり、都市計画税のあり方や税率の議論はこれまで特になかった。

③ 都市計画税の使途に関する市民への周知

平成 21 年の議会において、都市計画税の使われ方について市民に明らかにすべきとの質問があり、それを契機として、平成 22 年度から、広報誌「市税のしおり」に都市計画税の使途を掲載している。

具体的には、事業別の事業費、構成割合、財源内訳を表とグラフで提示している。

今後、事業区分ごとに事業費と財源を示すなど、わかりやすい内容になるようなことも検討していきたいと考えている。

④ 今後の見込み

都市計画事業費は、地方債償還額と共に徐々に減少していくものと考えられるが、現段階ではそもそも都市計画税を大きく上回る一般財源が必要とな

っている状況であるので、現時点においては、都市計画税の税率の縮小等の検討は考えていないという状況である。今後、地方債の償還額が縮小した段階で、検討していくことになるのではないかと考えている。

(3) 兵庫県神戸市

① 神戸市の概要

面積	552km ² （市街化区域は 203km ² (約 36%)）
人口	約 154 万人

② 都市計画税の充当事業の範囲について

以下の理由から、都市計画税を充当できる範囲を都市計画施設の維持管理費まで拡充すべきであるとする。

- ・ 地方財政が厳しい中、今後、都市計画の施設の新設は減少していく見込みであり、耐震化や長寿命化に要する財源を確保する必要がある。
- ・ 施設新設後には、維持管理費が必要である。これに都市計画税を充当するということは、都市計画税創設の趣旨である、いわゆる受益者負担という考えに一致する。
- ・ 都市計画税事業がある程度進捗している地域の住民からは、都市計画税の納税額に見合う投資がなされないとの不満もある。維持管理のほうに充当するほうが住民の理解を得られやすい。
- ・ 事業所税、入湯税はいずれも目的税であり、入湯税については維持管理費にも充当されている。これらと取り扱いが異なることの説明が難しくなっている。

③ 都市計画税率の決定方法について

税率は創設以来、制限税率を採用。制限税率が 0.2%から 0.3%へ引き上げられた際も特に議論はなく、制限税率 0.3%を採用している。その理由として、都市計画事業の事業規模が非常に大きく、都市計画税収は事業費全体から見ると 30%に満たないことが一つの理由として考えられる。

制限税率が撤廃された場合、税率決定のための基準を持っていない等の

理由から市独自で税率を決定することは困難であると考える。

④ 都市計画税の使途の明確化について

ア 議会に対する使途の明確化

市議会では個別事業について、事業費のうち市の負担額（市税投入の額）が議論されることはあるが、都市計画税の使途という観点から議論されたことがない。そのため、議会に対しては個別の事業に対する都市計画税の充当額は報告していない。

イ 住民に対する使途の明確化

住民は市税の使途や都市計画事業の内容には関心があっても、都市計画税の使途への関心は薄いこと、また、神戸の場合、約 98%の方が市街化区域内に所在しているので、市街化区域の土地・家屋には都市計画税が課税されることが浸透しているため、住民に対して具体的な充当事業の説明は行われておらず、「市税のしるべ」というパンフレットで使途の概要を説明するに留めている。

5. 都市計画税に関する論点の検討

以上を踏まえ、本年度の研究会においては、以下の論点を中心に検討を行った。

(1) 都市計画税の使途の明確化

都市計画税は、都市計画事業等に要する費用に充てる目的税であることから、その使途について議会へ報告、住民へ周知することが適当と考えているが、なかなか十分な報告等がされない実態がある。

この点に関する委員からの主な意見は以下のとおりであった。

- 都市計画費（受益）と都市計画税収（負担）に大きな乖離があり、そこに一般財源が充当されていることが、都市計画税でこういった事業を実施しているという説明がしにくい要因となっているのではないか。

- 使途の明確化については次のような状況があるため、単に、形式的な報告書の作成や広報を行っても効果が出にくいという事情があるのではないか。
 - ・ 議員や住民は市税全般の使途や都市計画事業の内容に対する関心に比べて、その内訳としての都市計画税の使途への関心は薄いという実態がある。
 - ・ 都市計画事業の事業規模が大きく、相対的に都市計画税の充当割合が低い団体では、使途について議論になりにくい。
 - ・ 市民の大部分が市街化区域内に居住している団体では、市街化区域の土地・家屋には都市計画税が課税されることが浸透しており、固定資産税と都市計画税は一体だという感覚が強い。
- 都市計画税の使途についてのアカウンタビリティの向上という観点からは、特別会計を設置して経理を明確にすることを促していくことについて今後更なる検討が必要ではないか。特に、都市計画税の使途を仮に維持補修にまで広げるのであれば、特別会計がないと使途の説明が困難なのではないか。
- 都市計画事業は、地方団体の現場においては事業の内容も担当する部局も広範にわたっており、こういった中で、都市計画事業について横断的に特別会計を設けるのは実務的に難しいのではないか。

以上のような意見を踏まえつつ、今後、アカウンタビリティを十分果たすための更なる工夫が必要であろう。

(2) 都市計画税を充当することができる費用の範囲

既に整備された都市計画施設について、今後、その維持管理費や更新、機能強化に多額の費用を要することが想定されるが、これらについては施設の拡充を伴う場合などを除き都市計画事業として認可されず、都市計画税を充当することができないことから、都市計画税の充当範囲の拡大を求める声がある。

この点に関しては委員から以下のとおり充当範囲の拡大について前向きな意見が出された。

- 地方財政が厳しい中、今後、都市計画施設の新設は減少し、既存施設の

耐震化などによる長寿命化へとシフトしていくと考えられることから、これらに要する財源を確保する必要があるのではないか。

- メンテナンスをすることによって、都市計画施設の耐用年数が延びるということは、それだけ資産価値が高まるということであり、また更新も含めた事業コスト総額の抑制にもつながる。都市インフラの長寿命化という観点から、都市計画税の使途の柔軟化を前向きに考えるべきか検討が必要ではないか。
- 公会計上では、修繕によって資産価値を維持しているという議論もある。施設の先進市町村が更新期を迎えていて、これから大きな財政需要が生まれることがわかっている中で、修繕費に都市計画税が充当できないことが問題とならないか。その際は、地方交付税での手当の状況も踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 都市計画税を充当できる費用の範囲を都市計画施設の維持管理費まで拡充するべきかどうかについては、次のような点を考慮すべきではないか。
 - ・ 施設の維持管理費に都市計画税を充当することは、都市計画税の創設趣旨である「受益者負担」という考え方にも一致するのではないか。
 - ・ 都市計画事業がある程度進捗している地域の住民からは、都市計画税の納税に見合う投資がなされていないとの不満の声を寄せられていることもある。
 - ・ 都市計画税収が大きい中心市街地では都市計画施設の規模が大きく、維持管理費も多額である。
 - ・ 同じ目的税である事業所税や入湯税については維持管理費に充当されている。
- 都市計画税は課税するか否かも市町村に委ねられているので、市町村の使い勝手という点を加味すれば、制限税率や使途についてもできるだけ市町村の判断に委ねる方向にした方が、近年、自由化が進んでいる法定外税とのバランスがとれるのではないか。
- 都市計画税の制限税率を上げることや使途の範囲を拡大することで、市町村はその分の固定資産税を他のところに使うことができるようになるので、これをうまく活用すれば地方団体の財政運営の一助になるのではないか。

しかしながら、一方で、これに対し次のとおり慎重に検討すべきとの意見もあった。

- 都市計画税は、都市計画事業のための「負担」を住民に求めるという、受益と負担の緊張関係をもつ「目的税」である。同じ客体に対して課税される固定資産税という普通税がありながら都市計画税の用途を拡充することで、この緊張関係が緩み、都市計画税を目的税として残す意義が薄まってしまうのではないか。
- 都市計画税の用途をあまり一般化してしまうと、そもそもの都市計画税の存在意義に関わる議論になるのではないか。また、都市計画税は、事実上、固定資産税と一体化して、そこに埋没しているというのが実態であり、都市計画税の充当割合のみに着目して用途の拡大の是非について議論をしても、あまり説得力はないのではないか。
- 税制全体のバランスも考慮しながら都市計画税はどういうものなのかという目的税としての存在意義、目的から説明しなれば、都市計画税の充当できる対象の範囲を広げることとしたり、税率を変更するということにしても、説得力がなくなるのではないか。
- 都市計画税の制限税率や用途を見直すのであれば、他の法定任意税や法定外税とのバランスを考慮し、地方税制全体を体系的に整理する必要がある、慎重に検討すべきではないか。
- 都市計画税の充当割合が低い現状においては、都市計画税の充当が可能である費用の範囲が広がったとしても財源的に充当事業が実際に広げられるわけではないということから、ほとんどの地方団体にとって有意義な論点とはなっていないのではないか。実態として必要にせまられているのかという点も念頭に置く必要があるのではないか。
- 都市計画税の用途についてのアカウンタビリティの向上という観点からは、特別会計を設置して経理を明確にすることを促していくことについて今後更なる検討が必要ではないか。特に、都市計画税の用途を仮に維持補修にまで広げるのであれば、特別会計がないと用途の説明が困難なのではないか。【再掲】

- 耐震化などは新たな都市計画事業なのか維持管理なのかの峻別が困難であり、まさに都市計画事業の概念自体をどうするかということも今後問題となってくるのではないかと。都市計画事業の概念を変えずに地方税だけ変えると法体系上の整合性に問題が生じるのではないかと。

都市計画税の充当範囲の拡大に関しては、これらの意見を踏まえつつ、今後とも十分な検討が必要であると考えます。

(3) 都市計画税の制限税率のあり方

市町村が財政需要に応じて必要な税収を自主的に確保しようとするためには、市町村が採用する税率の幅に相当の弾力性を持たせ、市町村の決定する幅を広く認めておくことが適当であると考えられている。近年の分権化の流れの中で、都市計画税においては、制限税率が定められていることをどのようにとらえるべきか。都市計画税の制限税率は廃止する方がいいのか、あるいはもう少し高い税率まで緩和する方がいいのか考えるべきではないかと、といった意見が出された。

この点に関しては、

- 都市計画事業費と都市計画税収との差額について、一般財源を充当している部分が多いのであれば、制限税率を引き上げるという議論もできるのではないかと。
- 今後、仮に土地全体について税負担をもう少し引き上げなければならない場合には、一般財源である固定資産税の税率の引き上げのほかに、目的税である都市計画税の税収をより大きくしていくという方法も考えられるのではないかと。
- 都市計画税は課税するか否かも市町村に委ねられているので、市町村の使い勝手という点を加味すれば、制限税率や用途についてもできるだけ市町村の判断に委ねる方向にした方が、近年、自由化が進んでいる法定外税とのバランスがとれるのではないかと。【再掲】
- 都市計画税の制限税率を上げることや用途の範囲を拡大することで、市町村はその分の固定資産税を他のところに使うことができるようになる

ので、これをうまく活用すれば地方団体の財政運営の一助になるのではないか。【再掲】

という意見が出た一方で、以下のような意見も出された。

- 制限税率の廃止が地方団体の財源調達能力を本当に高めることになるのか、制限税率の根拠をどう考えるか、という点も検討する必要があるのではないか。
- 都市計画事業を全部賄うと大幅な増税となるし、都市計画事業費の一定割合とするには、その割合を定める合理的な考え方やそれを踏まえた基準が必要になる。そのような考え方、基準を示せないままに制限税率を撤廃してしまうと、地方団体に混乱が生じるのではないか。
- 都市計画税の制限税率や用途を見直すのであれば、他の法定任意税や法定外税とのバランスを考慮し、地方税制全体を体系的に整理する必要がある、慎重に検討すべきではないか。【再掲】

今後、制限税率のあり方について議論する際には、以上のような点を踏まえた十分な検討が必要である。

6. まとめ

都市計画税については、様々な論点があり、本研究会においても多くの意見が出され、活発な議論がされたところである。今後、都市計画税制の見直し等の検討が行われる際には、本研究会での検討内容がその一助となることを期待する。

資 料 目 次

都市計画税の概要

都市計画税の性格	23
都市計画税の課税	23
都市計画税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）	24
都市計画税を課税している市町村数	24
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）（抄）第9章4（5）	25
課税団体における課税区域の状況	25
都市計画税の税率採用状況	26
固定資産税及び都市計画税の税率等の変遷等	26
都市計画税の制限税率の推移	27
市町村税収の内訳（平成21年度決算額）	27

アカウンタビリティについて

わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—答申〔抜粋〕	28
（政府税制調査会 平成12年7月14日）	
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）（抄）第9章4（10）	28
都市計画税の用途明確化の推移	29
都市計画税の用途の明確化	29
（参考）静岡県富士市平成22年度予算説明資料	30
（参考）京都府京都市平成22年度予算説明資料	31
（参考）住民への都市計画税の用途の周知方法について	32
（神奈川県鎌倉市ホームページより）	

都市計画税の用途について

都市計画事業費等とその財源内訳（平成22年度決算額）	33
都市計画費と都市計画税収の推移（昭和31年度～平成21年度まで）	33
都市計画費と都市計画税収の推移（最近の動向）	34
社会資本整備総合交付金	34
社会資本整備総合交付金の対象事業と国庫補助率（主なもの）	35
充当割合別課税団体数	35
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）（抄）第9章4（11）（12）	36
収入超過の状況とその対処方法	36
市町村における都市計画費の減少に伴う税率の変更状況	37
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）（抄）第9章4（1）（2）（3）	37
都市計画税が充当できる事業の範囲について	38
都市計画税の創設趣旨について	38
（参考）他の目的税の用途について	39
用途を拡充させた目的税（市町村税）	40
入湯税の税収の推移	40
都市施設に係る維持管理費の地方交付税での手当について	41

地方団体における実情

埼玉県川越市資料	42
千葉県千葉市資料	47
兵庫県神戸市資料	53

参照条文等

地方税法第702条	57
都市計画法第4条	57
都市計画法第5条	58
都市計画法第7条	58
都市計画法第59条	59
都市計画法第60条、第62条	59

都市計画税の性格

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるもの。

都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられる。

都市計画事業＝都道府県知事の認可を受けて行なわれる「都市計画施設」の整備に関する事業及び市街地開発事業（都市計画法第4条第15項）

都市計画施設は、次に掲げる施設である（都市計画法第11条第1項）。

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設 等

都市計画税の課税

- ① **納税義務者** 課税対象となる土地又は家屋の所有者
 （土地：2,014万人、家屋：2,483万人（平成21年度））
 ※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる。
- ② **課税対象資産** 下表の課税区域に所在する土地及び家屋
 （土地：4,134万筆、家屋：3,025万棟（平成21年度））

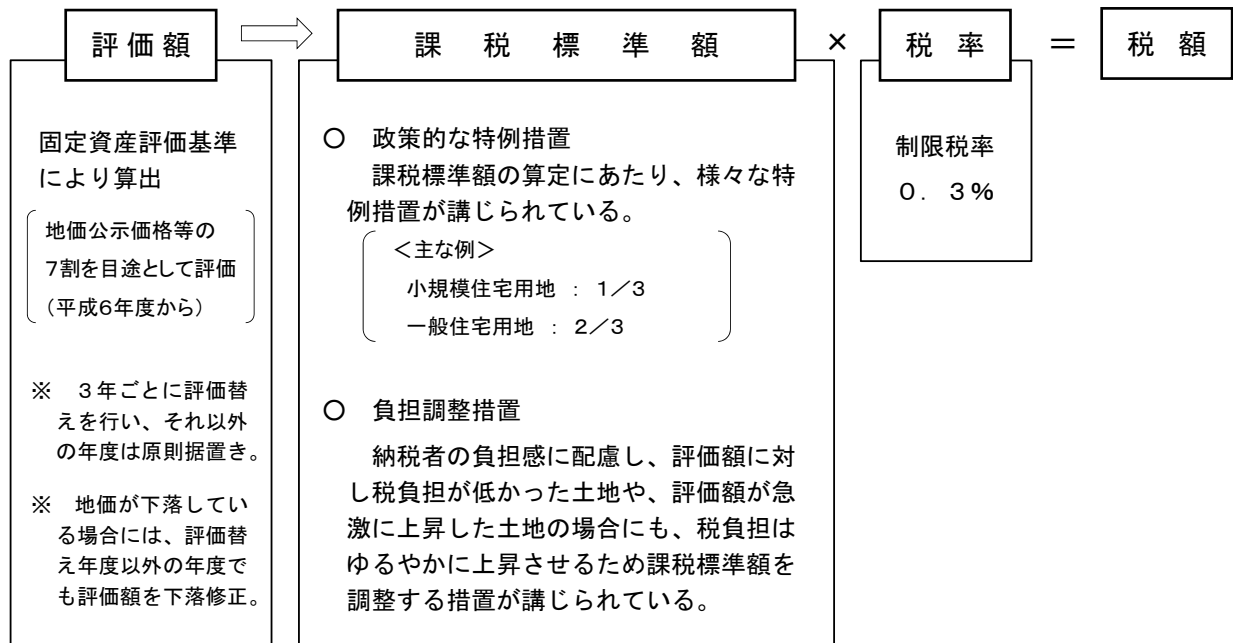
【都市計画税の課税区域】

都 市 計 画 区 域		
線 引 き(※1) が 行 わ れ て い る 区 域		非線引きの区域
市街化区域	市街化調整区域	
全 域	条例で定める区域 （市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合）	都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域

※1 線引きとは、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること（都市計画法第7条第1項）

- ③ **税額の算出** 土地又は家屋の価格（※2）×税率
 （※2）固定資産税の課税標準となるべき価格である。
- ④ **税 率** 0.3%を限度（制限税率）として、市町村の条例で定める。

都市計画税(宅地)の税額算定の流れ(イメージ)



都市計画税を課税している市町村数

都市計画事業を施行している市町村の約6割が都市計画税を課税している。

	固定資産税課税市町村数(※1) ①	都市計画事業施行市町村数(※2) ②	都市計画税課税市町村数(※3) ③	③/①	③/②
市	787	689	535	68%	78%
町村	941	365	123	13%	34%
計	1,728	1,054	658	38%	62%

※1 「平成22年市町村税の税率等に関する調」より (H22. 4. 1時点)

※2 「都市計画年報」国土交通省より (H21. 3. 31時点)

※3 「平成22年度都市計画税の課税状況等の調」より (H22. 7. 1時点)

取扱通知

地方税法の施行に関する取扱について
(市町村税関係)(抄)

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(5) 都市計画法第七条第一項の区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められていない場合にあつては、都市計画区分の全部又は一部の区域で当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して課税することができるものであるが、課税区域を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。

- ア 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条の規定により定められた農用地区域については、特に当該区域の利益となる都市計画事業又は土地区画整理事業が施行される場合を除き、課税区域から除外することが適当であること。
- イ 市街地から著しく離れたへんぴな地域に所在する山林等のように一般に都市計画事業又は土地区画整理事業による受益が全くないと認められるものがある場合は、当該山林等の地域を課税区域から除外することが適当であること。

課税団体における課税区域の状況

都市計画事業の受益がおよぶ範囲内で課税区域が設定されている。

線引き区域	市街化区域（注１）		432	左の内訳	
	市街化調整区域	課税実施	18	下水道事業の行われている区域	12
		課税未実施 （注２）	19	その他	6
非線引きの都市計画区域	全域を課税	17	農用地区域がない	8	
		一部区域を課税	220	遠く離れた山林等の区域がない	12
			小計	237	その他
		用途区域を課税区域としている		98	
		農用地区域を除外	113		
		遠く離れた山林等の区域を除外	53		
		その他	72		

(注1) うち11団体は、合併等により非線引き区域の一部区域にも課税。
(注2) 課税未実施：条例上、市街化区域内における課税区域を設けているが課税を実施していない。

都市計画税の税率採用状況

都市計画税を課税している団体の約半数が制限税率0.3%を採用している。

(1) 税率採用状況

(平成22年4月1日現在)

	平成22年度		平成21年度	
課税団体数	658		671	
制限税率(0.3%)採用団体	334	50.8%	337	50.2%
制限税率以外の税率採用団体	324	49.2%	334	49.8%

なお、課税団体658団体以外に、税条例を有するが条例の本則又は附則により課税を留保している団体が17団体ある。

(2) 人口段階別税率採用状況

(平成22年4月1日現在)

税率区分 人口段階区分	制限税率以外採用団体																		制限税率 0.30採用 団体 B	合計 A+B=C	A/C (%)	B/C (%)
	0.05	0.10	0.13	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.22	0.23	0.24	0.25	0.26	0.27	0.275	0.28	小計A				
人口50万 以上の市									1				1		1		1	4	24	28	14.3	85.7
人口5万以上 50万未満の市	1	11		6		2	1		(2) 104	1	3	5	38	1	12	1	3	(2) 189	214	(2) 403	46.9	53.1
人口5万 未満の市		(2) 9		3					(1) 35				3				1	(3) 51	(1) 53	(4) 104	49.0	51.0
町 村	1	(1) 7	1	(1) 7	(1) 1		2		(6) 49	1			8		3			(9) 80	(2) 43	(11) 123	65.0	35.0
合 計	2	(3) 27	1	(1) 16	(1) 1	2	3	0	(9) 189	2	3	5	50	1	16	1	5	(14) 324	(3) 334	(17) 658	49.2	50.8
(参考)前年度	2	(2) 28	1	(1) 16	(1) 1	2	3	1	(8) 199	2	2	5	49	1	16	1	5	(12) 334	(2) 337	(14) 671	49.8	50.2

(注) (1)東京都特別区は、「人口50万以上の市」として区分し、23区をもって1団体として計上している。

(2) () 内の数値は、都市計画税の税条例を有するが、条例の本則又は附則で課税を留保している団体等の数であり外書きである。

固定資産税及び都市計画税の税率等の変遷等

区分	課税物件	納税義務者	税率等の変遷等
固定資産税	土地、家屋又は償却資産	土地、家屋又は償却資産の所有者	昭和25年 固定資産税の創設 〔税率〕 標準税率 昭和25 26 29 30 34 平16 現在 1.6% → 1.5% → 1.4% → 廃止 制限税率 3.0% → 2.5% → 2.1% → 廃止 〔免税点〕 土地 昭和25 26 29 31 34 39 41 48 平3 現在 1万円 → 2万円 → 2.4万円 → 8万円 → 15万円 → 30万円 → 家屋 1万円 → 3万円 → 5万円 → 10万円 → 15万円 → 30万円 → 100万円 → 150万円 → 償却資産 1万円 → 3万円 → 5万円 → 10万円 → 15万円 → 30万円 → 100万円 → 150万円 → 〔住宅用地に係る課税標準の特例〕 住宅用地 { 一般住宅用地(床面積の10倍相当まで)価格の2分の1(昭48より) → 価格の3分の1(平6より) 上記のうち小規模住宅用地(200㎡まで)価格の4分の1(昭49より) → 価格の6分の1(平6より) 〔通常の新築住宅に係る税額の減額〕…昭和39年法定化 新築住宅 { 一般新築住宅 3年度 } 税額の2分の1減額 中高層耐火建築物の新築住宅 5年度分 (※5階建については、10年間(昭39～50)、7年間(昭51))
都市計画税	市街化区域内又は都市計画区域のうち条例で定める区域内に所在する土地又は家屋	土地又は家屋の所有者	昭和31年 都市計画税の創設 〔税率〕 昭和31 53 現在 0.2% → 0.3% 〔免税点〕 固定資産税と同じ 〔住宅用地に係る課税標準の特例〕 住宅用地 { 一般住宅用地(床面積の10倍相当まで)価格の3分の2(平6より) 上記のうち小規模住宅用地(200㎡まで)価格の3分の1(平6より)

都市計画税の制限税率の推移

昭和31年 都市計画税の創設

昭和53年

現在に至る

制限税率 0.2% → 0.3% →

【制限税率を0.2%とした理由】

昭和25年に固定資産税が創設された当初においては、固定資産税の標準税率は、1.6%と定められていたが、その後昭和29年度においては、これを1.5%に引き下げ、更に昭和30年度以降においては1.4%に引き下げてその負担の軽減を図ってきたので、その実質においては、形をかえた固定資産税の負担の増加ともみられるべき都市計画税の負担を求め

る場合においても、これによって従来の1.6%を超えないようにすることが適当であると認められたからである。

(「改正地方税制詳解(昭和31年度版)」より抜粋)

【制限税率を0.3%とした理由】

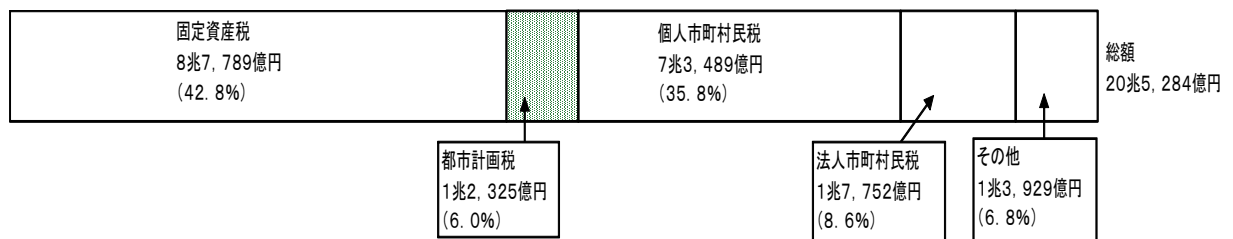
「昭和53年度の税制改正に関する答申」(昭和52年12月)において、以下のとおり指摘されたところであり、制限税率の引上げは、この答申の趣旨に沿って行われた。

三 地方税 2 増収措置 (2) 都市計画税の制限税率の引上げ

都市においては各種の都市施設の整備が緊急の課題となっているが、特に、最近においては住宅対策の観点から住環境の改善を図ることが強く要請されており、これに伴って、下水道、街路、公園等の整備のための財政需要が急激に増大してきている。このような事情にかんがみ、これらの都市施設整備のための財源に充てる目的税である都市計画税について増収措置を講ずることができるよう、制限税率を100分の0.3(現行100分の0.2)に引き上げることが適当である。

市町村税収入の内訳 (平成21年度決算額)

平成21年度決算額



(参考) 都市計画税収が市町村税収に占める割合 (平成21年度決算)

全国平均 6.0%、大都市 7.7%、都市 5.4%、町村 1.4%

第二 個別税目の現状と課題

四 資産課税等

6. 都市計画税

(5) 都市計画税の用途

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その用途はこれらに限られています(注)。

したがって、その税収が充当対象事業に要する費用を上回り、余剰金が生じる場合は充当対象外の事業に充当されることがないよう、特別会計において財源繰越を適正に行うなどの適切な対応が必要です。また、都市計画税の性格に鑑み、特別会計を設置して経理を明確に区分することや、議会に提出される予算書、決算書や説明資料に特定財源として明示するなどの議会に対する用途の明確化とともに、住民に対しても広報誌などにおいて都市計画税がどのような事業に充当されているかを周知し、アカウンタビリティを十分果たす必要があると考えられます。

(注) 都市計画税は、現に実施中のこれらの事業、既に実施したこれらの事業及び今後実施することを決定されたこれらの事業のために必要な直接・間接の費用に充てるとされています。また、都市計画事業などに要する費用とは、事業の実施主体にかかわらず市町村の課税区域内で行われる事業の実施に必要な経費を言うものであり、国又は都道府県が実施する場合の負担金又は補助金についても、事業の用に供する費用に含まれます。

(6) 今後の都市計画税のあり方

都市計画税は、課税区域の設定や税率の設定において市町村が地域の実状に応じて決定できる分権時代にふさわしい税目であること、都市施設整備のための財源として重要であることなどを踏まえて、今後とも、都市計画事業などの需要に応じ、住民に身近な行政を総合的に担う市町村の自主的かつ主体的な運用がなれることが期待されます。また、納税者に対して受益と負担の関係を明らかにしていくため、その用途を一層明確化していくことが求められます。

取扱通知

地方税法の施行に関する取扱について (市町村税関係)(抄)

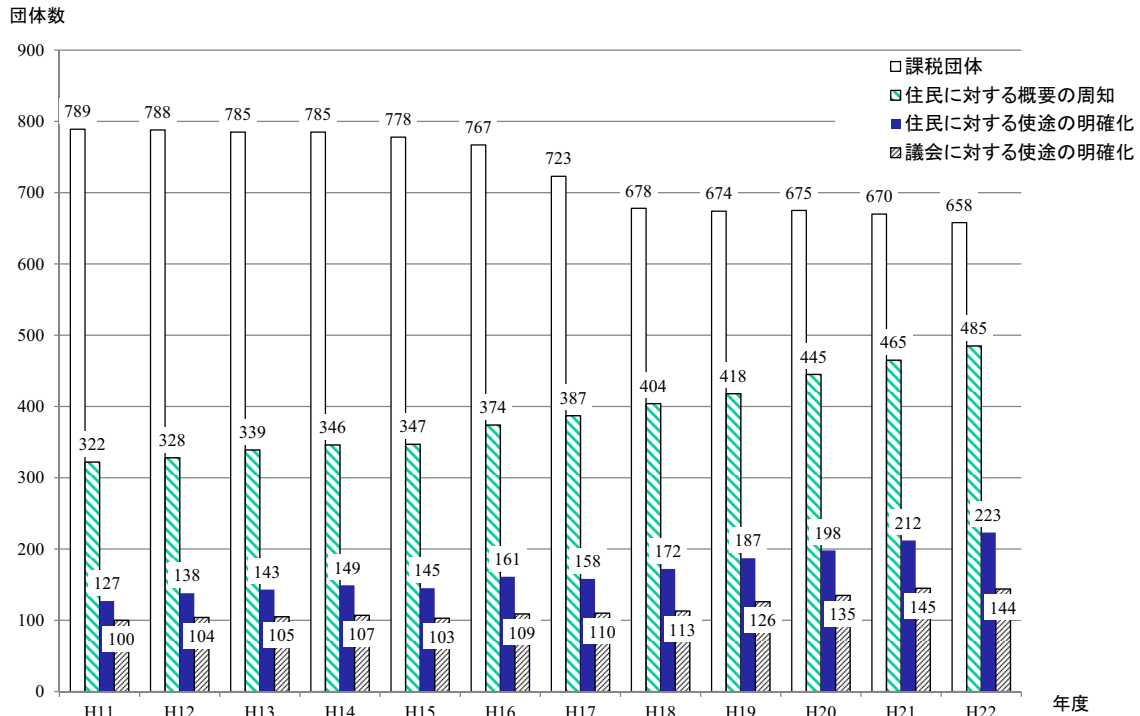
第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

- (10) 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

都市計画税の使途明確化の推移

都市計画税の「概要」についての住民周知は進んでいるが、「使途」についての住民周知や議会報告は進んでいない。



都市計画税の使途の明確化

〔平成22年7月時点〕

1. 議会に対する使途の明確化(予算・決算への明示)

課税 団体数	明示有	明示方法(複数回答)				明示無
		財源内訳の 特定財源欄に明記	備考等の欄に 充当額を明記	充当調書を作成	その他 (※1)	
658	(21.9%) 144	33	11	68	37	(78.1%) 514

(※1) その他の主な内容

- ・「主要な施策の成果説明書に記載」
- ・「予算参考資料等に明記」
- ・「決算報告書の中で別表として明記」
- ・「財源内訳の一般財源欄にうち書きで明記」
- ・「説明欄に充当事業名を明記」
- ・「事務事業報告書に明記」
- ・「決算特別委員会に資料を提出」

2. 住民に対する使途の明確化

都市計画税の概要							都市計画税の使途						
周知有	周知の方法(複数回答)					周知無	周知有	周知の方法(複数回答)					周知無 (※4)
	ホームページ	パンフレット	広報誌	納税通知書	説明会 その他 (※2)			広報誌	ホームページ	パンフレット	説明会	その他 (※3)	
(73.7%) 485	311	212	140	121	61	(26.3%) 173	(33.9%) 223	146	79	24	5	43	(66.1%) 435

(※2) その他の主な内容

- ・「課税明細書(裏面)に記載」
- ・「納税通知書に同封しているチラシ」
- ・「固定資産税のしおりを配布」
- ・「租税教室を毎年開催」
- ・「電話による音声情報」
- ・「メールマガジンの配信」 など

(※3) その他の主な内容

- ・「財政公表の公告」
- ・「財政事情に関するパンフレット」
- ・「主要な施策の成果説明書に明記」
- ・「情報コーナー等に参考資料設置」
- ・「納税通知書の裏面に記載」
- ・「納税通知書に同封しているチラシ」
- ・「事務事業報告」
- ・「「予算の概要」に目的税充当表を掲載」 など

(※4) 周知無の主な理由

- ・「充当方法等が複雑」
- ・「概要の説明のみで足りている」
- ・「議会において周知している」
- ・「他の税目との整合性」
- ・「都市計画費における都市計画税収入の充当割合が低いため」

(注1) 「課税団体数」欄は、都市計画税を平成22年度に課税している団体数である。なお、東京都特別区は、1団体として計上している。

(注2) 上段()書きの数字は、課税団体数に対する割合である。

(参考)静岡県富士市平成22年度予算説明資料

6 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成22年度 予 算 額	都市計画税 充 当 額	事業に対する 充 当 率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,587,900			3,550,600
都市計画事業 (歳出)	6,432,463	3,587,900	55.8%	3,550,600
8款 土木費	5,376,148	2,873,422	53.4%	2,844,973
2項 道路橋梁費	16,400	2,825	17.2%	6,873
3目 幹線道路整備費 (電線共同溝整備事業のみ)	16,400	2,825	17.2%	6,873
5項 都市計画費	1,861,490	630,905	33.9%	711,097
2目 まちづくり計画事業費	223,197	120,349	53.9%	141,157
3目 街路事業費	1,068,675	170,930	16.0%	168,444
5目 市街地整備費	569,618	339,626	59.6%	401,496
6項 公園費	640,258	306,578	47.9%	308,280
1目 公園整備費	630,258	304,887	48.4%	301,939
3目 緑化推進費 (河川環境整備事業のみ)	10,000	1,691	16.9%	6,341
7項 下水道費	2,858,000	1,933,114	67.6%	1,818,723
1目 下水道整備費	2,858,000	1,933,114	67.6%	1,818,723
12款 公債費 (都市計画事業分)	1,056,315	714,478	67.6%	705,627

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

(参考) 京都府京都市平成22年度予算説明資料

5 事業所税・都市計画税充当状況

(注) 道路橋りょう整備事業以下の事業は、事業所税のみの充当対象事業である。

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源	市債	都市計画税	事業所税	事業所税及び都市計画税を除く市税等
対象事業合計	76,850,122	15,496,198	17,928,000	22,624,000	6,836,000	13,965,924
街路整備事業	11,849,688	7,004,121	4,717,000	23,284	34,599	70,684
土地区画整理事業	934,903	45,500	784,000	78,609	8,805	17,989
下水道整備事業	18,609,132	-	-	13,878,591	1,554,566	3,175,975
公債償還費	18,488,257	-	-	8,643,516	3,235,213	6,609,528
道路橋りょう整備事業	7,138,666	2,362,747	3,127,000	-	541,873	1,107,046
公園整備事業	1,430,419	308,650	1,080,000	-	13,726	28,043
高速鉄道整備事業	3,231,000	-	144,000	-	1,014,461	2,072,539
教育文化施設整備事業	12,422,907	3,689,080	7,634,000	-	361,429	738,398
社会福祉施設整備事業	2,745,150	2,086,100	442,000	-	71,328	145,722

(参考) 住民への都市計画税の使途の周知方法について
【神奈川県鎌倉市ホームページより】

(単位:千円・%)

区分		当初予算額		対前年度比	
		金額	構成比	金額	伸び率
自主 財源	市税	35,220,000	62.4	0	0.0
	分担金及び負担金	563,749	1.0	37,261	7.1
	使用料及び手数料	959,774	1.7	12,917	1.4
	財産収入	129,013	0.2	△152,054	△54.1
	寄附金	11,810	0.0	1,261	12.0
	繰入金	1,933,052	3.4	309,075	19.0
	繰越金	600,000	1.1	0	0.0
	諸収入	1,994,689	3.5	96,492	5.1
	計	41,412,087	73.3	304,952	0.7
依存 財源	地方譲与税	321,000	0.6	△19,000	△5.6
	利子割交付金	118,000	0.2	△12,000	△9.2
	配当割交付金	54,000	0.1	△6,000	△10.0
	株式等譲渡所得割交付金	30,000	0.1	20,000	200.0
	地方消費税交付金	1,505,000	2.7	△115,000	△7.1
	ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.1	0	0.0
	自動車取得税交付金	162,000	0.3	△38,000	△19.0
	地方特例交付金	329,000	0.6	△26,215	△7.4
	地方交付税	1,000	0.0	0	0.0
	交通安全対策特別交付金	28,000	0.0	0	0.0
	国庫支出金	7,358,282	13.0	519,499	7.6
	県支出金	2,819,096	5.0	35,216	1.3
	市債	2,295,700	4.1	△2,119,800	△48.0
	計	15,052,078	26.7	△1,761,300	△10.5
合計		56,464,165	100.0	△1,456,348	△2.5

【都市計画税について】

都市計画税の充当対象となる都市計画事業費は約98.7億円(都市計画事業38.6億円、地方債償還額60.1億円)であり、これに対する都市計画税の収入額は約33.8億円をみています(都市計画事業費の約34.2%に相当します)。

充当割合は、上記の事業の財源から地方債や国庫支出金などを除いた額(都市計画税収入と一般財源等の合計)の約49.0億円に占める都市計画税収入の割合となりますので、約68.9%です。

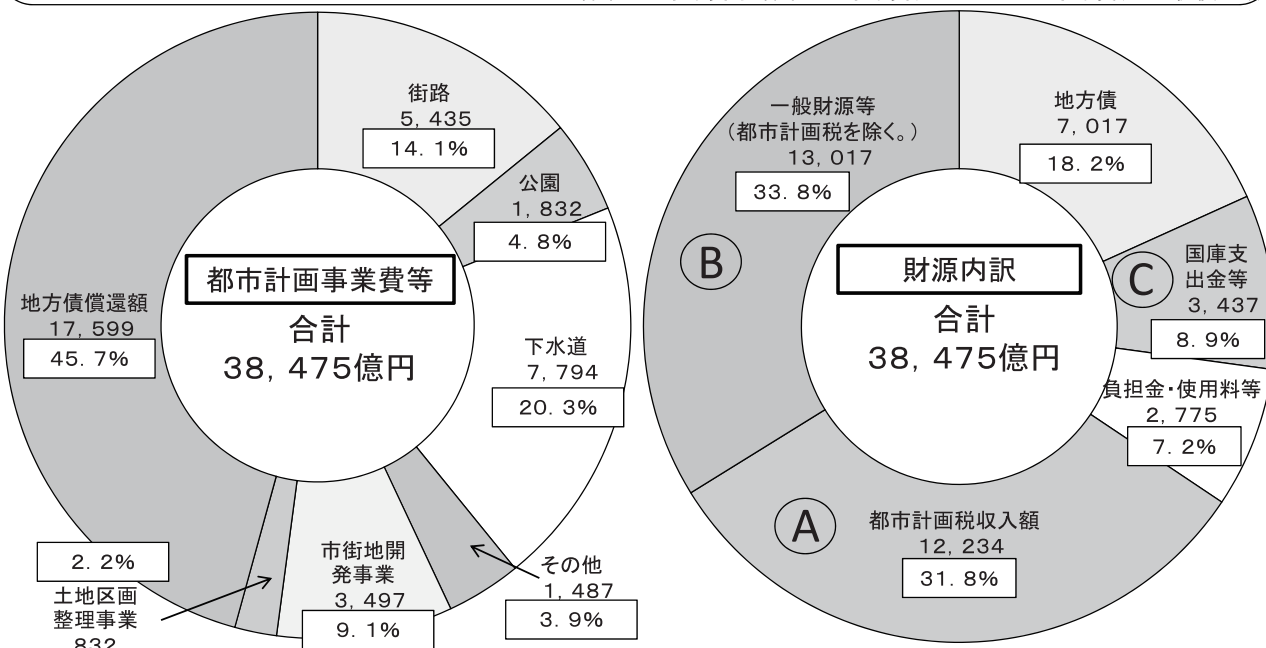
※主な事業:下水道事業、(仮称)山崎・台峯緑地の整備事業、鎌倉広町緑地の整備事業、いわせ下関公園の整備事業など

都市計画事業費等とその財源内訳（平成22年度決算額）

各財源の充当状況（※）

- （A）都市計画事業費等の約30%に都市計画税収が充当されている。
- （B）都市計画事業費等の約30%に一般財源等（都市計画税を除く。）が充当されている。
- （C）都市計画事業費等の約10%が国または都道府県からの補助金で賄われている。

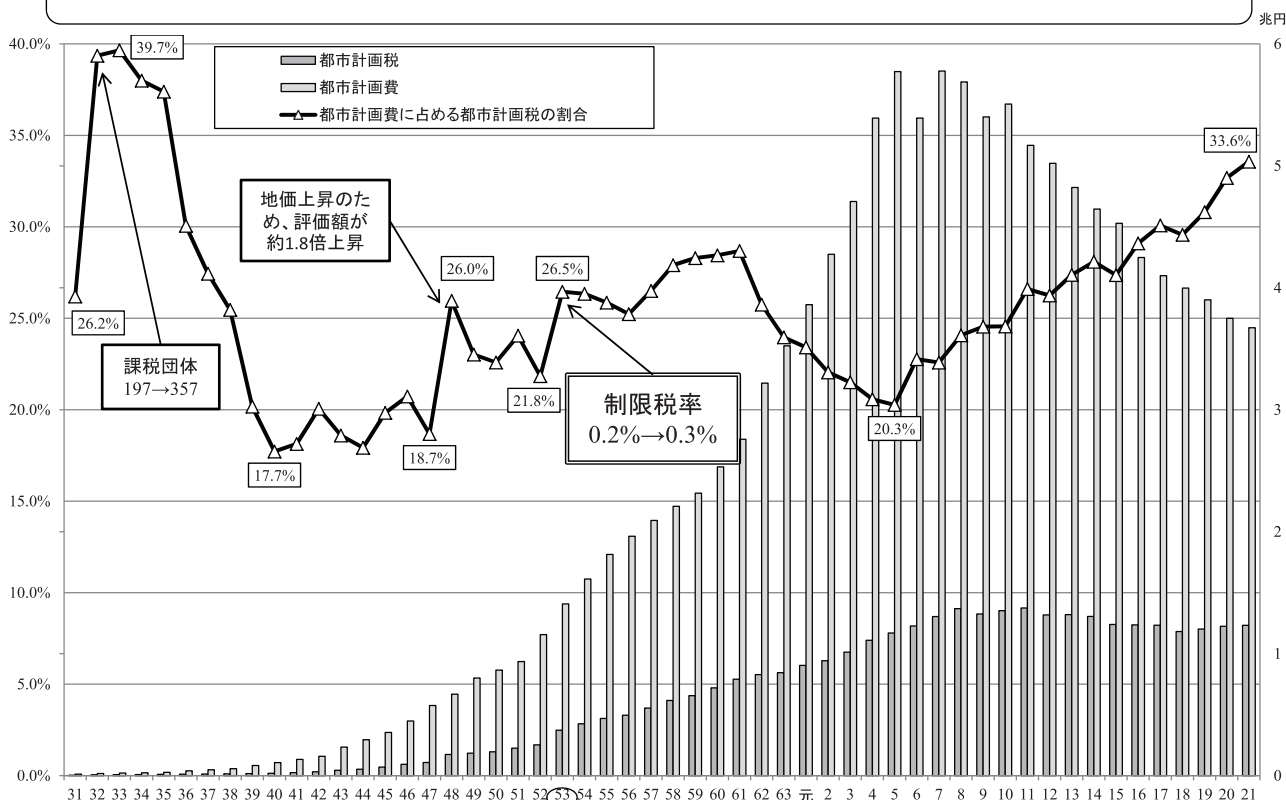
※都市計画事業費等：都市計画事業費、土地区画整理事業費、地方債償還額



※平成23年度都市計画税課税状況等の調（平成23年7月1日時点）より作成

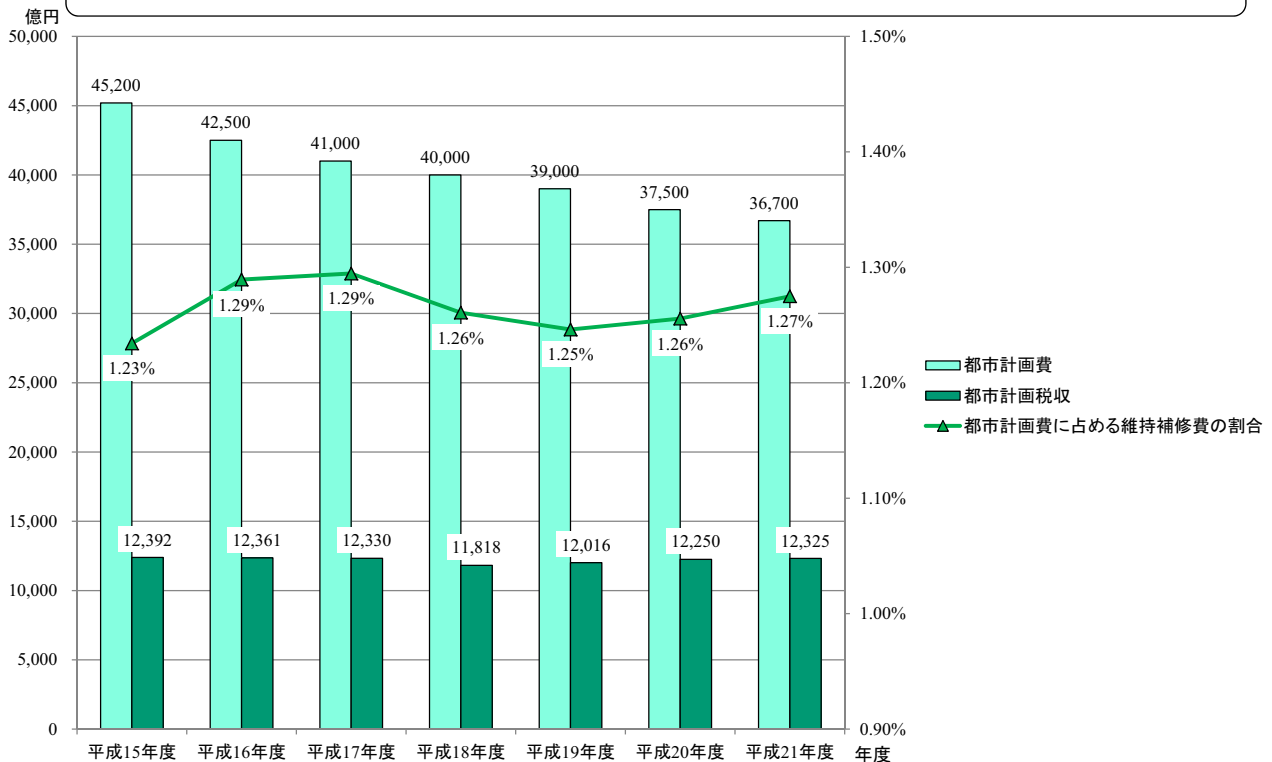
都市計画費と都市計画税収の推移（昭和31年度～平成21年度まで）

都市計画費に占める都市計画税の割合は主に20%～30%の間で推移している。



都市計画費と都市計画税収の推移（最近の動向）

都市計画税収がほぼ横ばいの中、都市計画費は減少してきている。



社会資本整備総合交付金

都市計画事業への補助金は社会資本整備総合交付金に統合されている。

1. 概要

- ・ 市街地整備、地域住宅整備、水の安全・安心といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のため基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。
- ・ 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設。

2. 基本的な仕組み

- ・ 地方公共団体は、目標や目標実現のために事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し国に提出。
- ・ 国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・ 計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。

3. 平成22年度交付額

21,677億円 （※都市計画事業以外の事業も含む。）

（参考）都市計画事業費への国庫補助金額

平成21年度：12,393億円

平成20年度：12,352億円

平成19年度：12,240億円

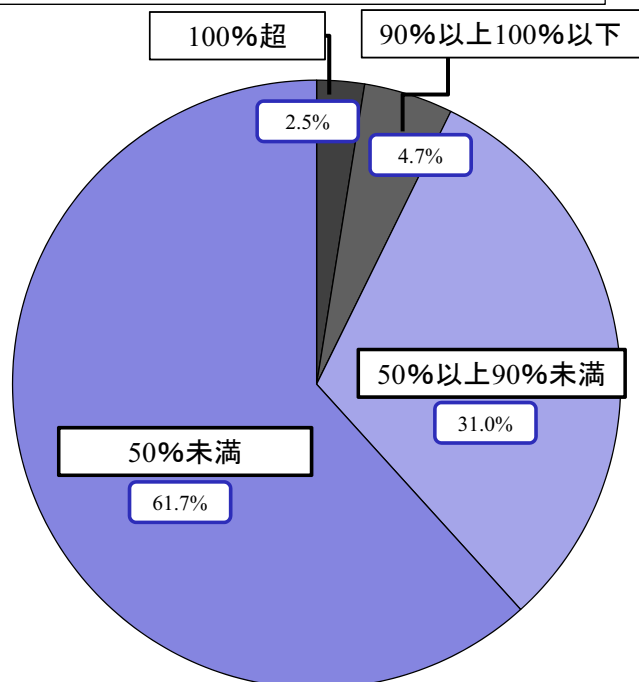
社会資本整備総合交付金の対象事業と国庫補助率（主なもの）

	基幹事業	主な事業名	補助率
1	道路事業	・国道、都道府県道、市道の新設に関する事業 ・国道、都道府県道、市道の改築、修繕又は維持に関する事業	・新設 事業費の 2/3(国道)、1/2(都道府県道、市道) ・修繕等 事業費の5.5/10
2	港湾事業	・港湾改修事業(港湾施設の建設又は改良) ・港湾施設長寿命化計画策定事業	・整備費用の5/10(内地/特定重要港湾) ・維持管理計画の策定事業費の4/10
3	河川事業	・広域河川改修事業 ・地震・高潮対策河川事業	・事業費の1/2
4	砂防事業	・通常砂防事業	・事業費の1/2
5	地すべり対策事業	・地すべり対策事業	・事業費の1/2
6	急傾斜地崩壊対策事業	・急傾斜地崩壊対策事業	・事業費の1/2
7	下水道事業	・通常下水道事業 ・下水道長寿命化支援制度 ・下水道総合地震対策事業	・事業費の1/2(公共・流域下水道)、事業費の4/10(都市下水路)
8	その他の総合的な治水事業	・総合流域防災事業(洪水氾濫域減災対策事業)	・事業費の1/3
9	海岸事業	・高潮対策事業 ・海岸堤防老朽化対策緊急事業	・事業費の1/2
10	都市再生整備計画事業	・都市再生整備計画事業	・当該年度の事業費×交付率 ※交付率=交付限度額/交付対象事業費
11	広域連携事業	・広域連携事業	・当該年度の事業費×交付率 ※交付率=交付限度額/交付対象事業費
12	都市公園事業	・都市公園事業 ・緑地保全事業	・施設整備費:事業費の1/2、用地取得費:取得費用の1/3
13	市街地整備事業	・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等	・施設整備費:事業費の1/2、用地取得費:取得費用の1/3 ・事業費の1/3(公共団体施行)
14	都市水環境整備事業	・都市水環境整備下水道事業 ・総合河川環境整備事業	・事業費の1/2(公共・流域下水道)、事業費の4/10(都市下水路) ・事業費の1/2
15	地域住宅計画に基づく事業	・地域住宅計画に基づく事業	・当該年度の事業費×交付率 ※交付率=交付限度額/交付対象事業費
16	住環境整備事業	・優良建築物等整備事業 ・バリアフリー環境整備促進事業	・事業費の1/3 ・整備費用の1/3

充当割合別課税団体数

(※)
○充当割合が50%未満となっている団体は全体の約60%となっている。
○オーバーフロー(100%超)となっている団体は全体の約2.5%となっている。

充当割合区分	団体数	団体割合(%)
100%超	16	2.5
90%以上100%以下	30	4.7
50%以上90%未満	196	31.0
50%未満	390	61.7
合計	632	100.0



※充当割合: 当該年度の都市計画事業費等から地方債、国庫支出金等、負担金・使用料等を差し引いた額における都市計画税収入額の割合。(P.33における $A / (A + B)$)

取扱通知

地方税法の施行に関する取扱について (市町村税関係)(抄)

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

- (11) 都市計画税を都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てた後にやむを得ず余剰金が生じた場合には、これを後年度においてこれらの事業に充てるために留保し、特別会計を設置している場合には繰越しをし、設置していない場合にはこのための基金を創設することが適当であること。
- (12) 余剰金が数年にわたって生じるような状況となった場合においては、税率の見直し等の適切な措置を講ずべきものであること。

収入超過の状況とその対処方法

都市計画税収が国庫支出金等を除く都市計画事業費を上回る場合には、基金積立や財源繰越で対応

団体名	超過した額(千円)			超過額の処理方法
	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	
愛知県扶桑町	77,110	-	-	基金積立(都市計画施設建設基金)
愛知県美浜町	-	3,357	15,512	積立基金(美浜町都市計画事業基金)
大分県豊後大野市	2,855	18,323	-	財源繰越
大分県別府市	12,861	11,662	-	財源繰越
千葉県市川市	-	-	755,019	基金積立(財政調整基金)
千葉県佐倉市	146,995	-	14,169	財源繰越
東京都清瀬市	15,736	-	110,505	積立基金(公共財産の取得及び建設基金)
東京都多摩市	26,195	82,018	305,632	基金積立(都市計画基金)
東京都日の出市	4,319	-	-	実質収支に含めて処理(実質繰越)
東京都町田市	-	-	315,014	財源繰越
三重県尾鷲市	-	8,413	-	基金積立(減債基金)
和歌山県岩出市	99,936	-	-	積立基金(都市計画事業資金基金)
和歌山県湯浅町	-	-	474	財源繰越

市町村における都市計画費の減少に伴う税率の変更状況

年度	都道府県名	市町村名	税率	理由
平成22年度	大分県	豊後大野市	0.1%→課税留保	平成21年度までの都市計画税収入額で、都市計画事業に関する起債償還額を賄えるため、平成22年度から課税しないこととした。
平成21年度	東京都	福生市	0.25%→0.24%	下水道整備など都市基盤整備がほぼ終了し、充当する都市計画事業も少なくなったため。
平成18年度	秋田県	五城目町	0.19%→廃止	都市計画事業について一定の目的が立ったことによる廃止。
平成17年度	栃木県	塩沢町	0.25%→0.20%	都市計画事業量の減少及び住民の重税感の緩和のため。
平成17年度	静岡県	河津町	0.2%→課税留保	都市計画事業がいったん終了したため。
平成16年度	愛知県	長久手町	0.3%→0.25%	都市計画事業に一定の目的がたつたため。
平成15年度	奈良県	原本町	0.3%→0.20%	都市計画事業が一定の成果をみつつある現状を考慮し、住民負担の軽減を図るため。
平成15年度	新潟県	白根市	0.14%→廃止	都市整備事業（都市下水路整備）に伴う起債の償還が終了したため。
平成15年度	兵庫県	城崎町	0.3%→廃止	都市計画事業の目的達成のため。
平成15年度	兵庫県	柏原町	0.2%→廃止	充当事業（下水道事業）がほぼ完了するため。
平成15年度	長崎県	松浦市	0.3%→廃止	主要な都市計画事業が殆ど完了したため。

※課税留保：税条例は有するが条例の本則又は附則により課税を留保している団体。

取扱通知

地方税法の施行に関する取扱について (市町村税関係)(抄)

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

施設等の完成までが「都市計画事業」であるため、維持管理は含まれない。

- (1) 「都市計画法に基づいて行う都市計画事業」とは、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいうものであること。
- (2) 「土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業」とは、土地区画整理法第3条の規定に基づいて行う事業であって、土地の区画形質の変更のための換地処分等の事業及び公共施設の新設又は変更に関する事業を指すものであること。
- (3) 都市計画税を課することのできる「事業に要する費用」とは、次の各号によるべきものであること。
 - ア 既に実施した事業並びに現に実施中の事業及び今後実施することを決定せられた事業のために必要な直接、間接の費用をいうものであること。したがって、例えば、当該事業の実施のため借り入れた借入金の償還費等は含まれるのであるが、当該事業に関連して行われる事業のための費用は含まれないものであること。
 - イ 事業の実施主体のいかんにかかわらず市町村の都市計画区域内において行われる都市計画事業又は土地区画整理事業の実施に必要とする費用であるべきこと。したがって国又は都道府県の実施するこれらの事業に要する費用の一部として、都市計画法第75条第1項若しくは土地区画整理法第119条第1項の規定に基づいて市町村の負担する費用又は市町村の都市計画区域内において土地区画整理組合等が行う土地区画整理事業に対する市町村の補助金の財源として都市計画税を起すことは差し支えないものであること。
 - ウ 都市計画税にその財源を求める部分は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用のうち、国の負担金、受益者負担金等特定収入のあるものについては、これを控除した額によるものであること。

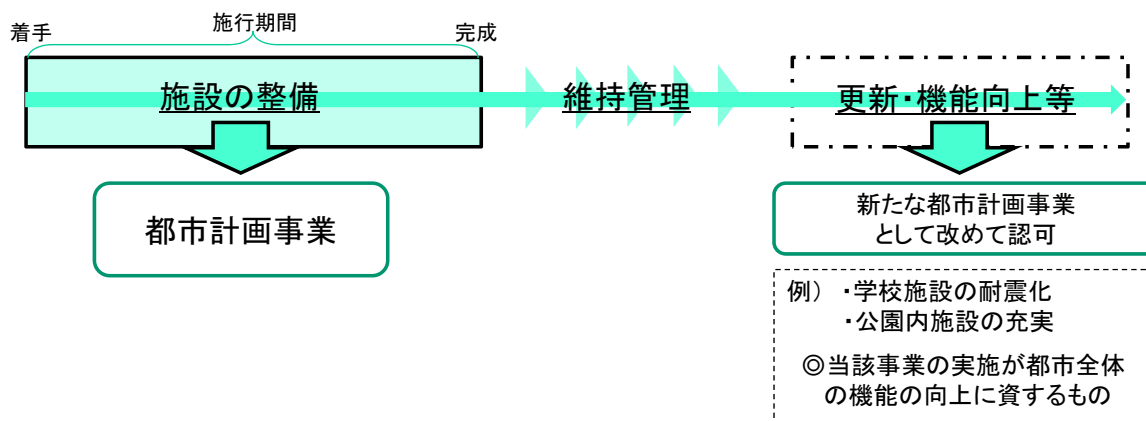
都市計画税が充当できる事業の範囲について

○地方税法第702条

「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため…」

○都市計画法第4条

都市計画事業：都道府県知事又は国土交通大臣の認可を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業
(土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業 等)



都市計画税の創設趣旨について

○地方税法の一部を改正する法律（昭和31年4月24日法律第82号）の提案理由説明（抜粋）

（第24国会衆議院地方行政委員会 昭和31年2月22日）

国民の租税負担が一応限界に達しているとされている現在におきまして、さらに施設充実に要する財源を確保するには、その充実した施設によって受益する者に負担を求めることはやむを得ないことであり、反面その財源は関係の事業に充てることとすることが適当であると考えられるので、この趣旨のもとに目的税制度を拡充しようとするものであります。その一は、道府県税としての軽油引取税の、その二は、市町村税としての都市計画税の創設であります。

○昭和31年改正地方税制詳解

第三節 都市計画税の創設

一 国民の租税負担が限界に達したといわれる現在、事業や施設に充てる財源としては当該事業又は施設によって利益を受ける者にその負担を求めてゆく処のいわゆる受益者負担の制度を拡充する以外に方途がないであろう。都市の近代化殊に町村合併による新市の続生は、都市計画事業の強力な展開を要請しているにもかかわらず、国及び地方を通ずる財政窮乏のあおりを受けて遅々と進まない現状にある。

(参考) 他の目的税の使途について

他の目的税では、維持管理費への充当が認められている。

○道府県税

1 狩猟税・・・「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用」

(取扱通知)

- ・「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政」とは、必ずしも鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づいて道府県が行う行政に限られるものではなく、道府県が行う鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の一切をいうものであること。

※2 軽油引取税・・・「道路に関する費用」⇒(平成21年に目的税から普通税へ(道路特定財源の一般財源化に伴うもの))

(取扱通知) (一般財源化前のもの)

- ・道路に関する費用とは、道府県又は指定市が直接施行する道路の新築、改築、又は修繕等維持管理に要する費用のほか他の地方団体が施行する道路事業に対する補助金、分担金、国が施行する道路事業に対する負担金等を含むことはもちろん、道路事業費に充てるために起こされた地方債の元利償還費も含むものであること。
- ・本税が目的税として創設された趣旨にかんがみ、その使途については、可能な限り、道路の新設、改築、修繕等建設的、投資的事業に要する経費に充てる等これを効率的に運用することが望ましいのであって、この場合においては、関係部局において租税負担者の要望もしんしゃくする等、一般住民の理解と納得を得るよう配慮すること。

※3 自動車取得税・・・「道路に関する費用」⇒(平成21年に目的税から普通税へ(道路特定財源の一般財源化に伴うもの))

(取扱通知) (一般財源化前のもの)

- ・道路に関する費用とは、地方団体又は地方団体の長が直接施行する道路の新設、改築又は修繕等維持管理に要する費用のほか、他の地方公共団体が施行する道路事業に対する補助金、負担金、国が施行する道路事業に対する負担金等を含むことはもちろん、道路事業に充てるために起こされた地方債の元利償還金も含むものであること。

○市町村税

1 事業所税・・・「都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用」

(逐条解説)

- ・道路、公園等の整備事業
- ・当該地方団体がこれらの事業を施行する場合の事業費のほか、当該事業に係る補助負担金、利子補給金、地方債元利償還金等が含まれるが、人件費その他のいわゆる運営費及び赤字補てん金は含まれない。(※維持管理費も充当されている)

2 入湯税・・・「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用」

(逐条解説)

- ・入湯税の使途は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用である。
- ・環境衛生施設とは、上下水道、污水处理施設、清掃施設等環境衛生に関する施設
- ・鉱泉源の保護管理施設には、鉱泉賦存量の調査、利用施設必要使用料の調査等鉱泉集中管理の実施に関する調査を含む。
- ・観光の振興等としては観光宣伝事業、観光調査事業、観光施設の整備があげられている。(※維持管理費も充当されている)

3 水利地益税・・・「水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用」

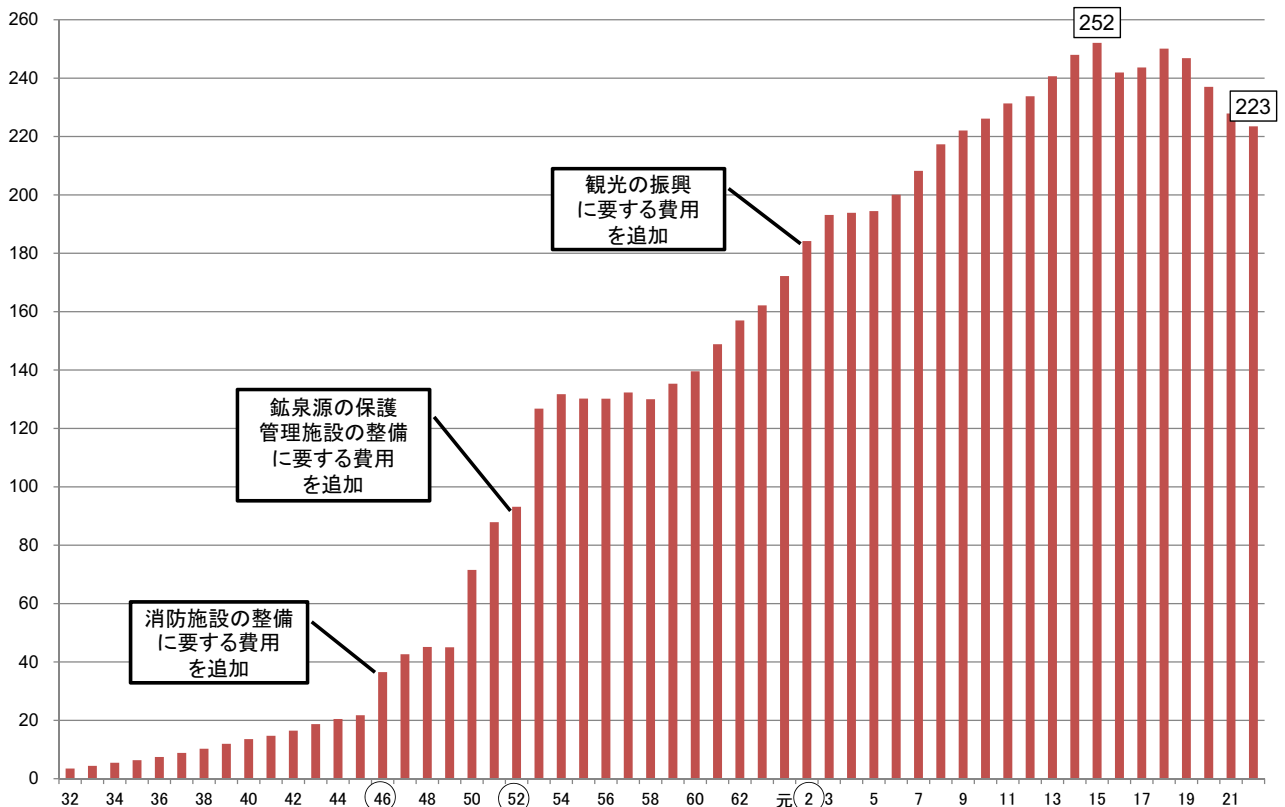
(逐条解説)

- ・市町村は、都市計画税のほかに水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるための目的税として水利地益税を課することができる。
- ・「水利に関する事業」とは、用排水事業、溜池の新設、改築又は修築の如きものをいう。
- ・「土地又は山林の利益となるべき事業」とは、林道又は農道の新設又は改修、耕地の床締、客土、防潮、防水の施設、荒廃林地復旧事業、植林事業等をいうものとされる。(※維持管理費も充当されている)

※ 入湯税以外に用途を拡充させた目的税はない。

昭和32年度	鉱泉浴場所在の市町村の環境衛生施設その他観光施設の整備に要する費用に充てるための目的税として創設(以前は、法定普通税)
昭和46年度	温泉所在地における消防施設の整備を促進するため、「消防施設の整備に要する費用」を追加 【背景】 当時、温泉地におけるホテル旅館等の火災が多く、しかも、その火災に際し多くの死傷者を出している状況であったが、温泉所在市町村の消防力の現況は必ずしも十分でなく、また、消防車が進入できない等の消火のための利水が困難であるといった問題があったことから、消防力および救急体制を緊急に充実強化することが強く要請されていた。
昭和52年度	鉱泉所在地市町村における鉱泉源保護対策の実施の円滑化を図るため、「鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用」を追加 【背景】 当時、温泉地においては、これまでの無秩序な温泉の汲み上げによる温泉源の枯渇が深刻な問題となっていたため、その対策を講ずることが重要な課題であった。
平成2年度	施設整備等のハード面だけではなく、観光情報の提供などソフト事業への用途を拡大するため「観光の振興に要する費用」を追加 【背景】 利用客に対する質の高い観光情報の提供、地域文化など特色を活かしたイベントの開催等、より多様化した魅力ある行政サービスの需要が高まり、これら事業は、観光施設の整備と同様に入湯客の効用を高めるものと考えられることから用途が拡大された。

(億円)



※ 年度の○囲みは、用途を拡充した年度

(年度)

都市施設に係る維持管理費の地方交付税での手当について

維持管理費については、地方交付税上、基準財政需要額に一定額が算入されている。

(例)

1. 公園費 (全国需要額 人口ベース:1,121億円、都市公園の面積ベース336億円、計1,457億円の内数)
「人口」及び「都市公園の面積」を単位として、公園、緑地の設置及び管理に関する事務に要する経費を算定。
具体的には、公園維持管理費(賃金・旅費を含む需用費)、植栽、施設等維持管理委託料。
2. 小学校費 (全国需要額 学級数ベース:3,459億円の内数)
「学級数」を単位として、標準施設における経費に係る一般財源所要額を算定。
具体的には、建物等維持修繕費(需用費)、施設設備保守点検委託料。
3. 下水道費 (全国需要額 人口ベース:6,202億円の内数)
「人口」を単位として、下水道の維持管理に要する経費の公費負担分(雨水処理に要する経費)を算定。
具体的には、管渠補修費、ポンプ場動力費・補修費、処理場薬品費・動力費・補修費。
※ その他、排水面積比率等により補正。
※ 雨水以外の下水の維持管理費は使用料から賄っている。
4. 道路橋りょう費 (全国需要額 道路の面積:5,772億円の内数)
「道路の面積」を単位として、道路維持管理費関係の給与費、物件費及び道路の維持修繕に要する経費を算定。
具体的には、交通安全施設・橋りょう等の維持補修費、街灯の光熱費、路面清掃。
※ その他、交通量により補正。

(「平成22年度地方交付税制度解説」より)

平成23年度当初予算規模

埼玉県川越市資料

一般会計	996億円
特別会計	741億4,883万1千円
総計	1,737億4,883万1千円

市税収入	530億3,839万5千円
固定資産税	219億315万6千円
都市計画税	33億5,313万5千円

歳入歳出決算等の推移(普通会計)

		平成5年度		平成10年度		平成15年度		平成20年度	
		人口	構成比%	人口	構成比%	人口	構成比%	人口	構成比%
人口	区分								
	15歳未満	49,677	15.9	47,619	14.6	45,999	13.9	44,994	13.3
	15～64歳	234,212	74.8	240,715	73.9	236,233	71.2	226,323	67.1
	65歳以上	29,201	9.3	37,595	11.5	49,607	14.9	65,770	19.5
総人口		313,090	100.0	325,929	100.0	331,839	100.0	337,087	100.0
歳入内訳	区分	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%	決算額	構成比%
	市税	48,971,159	64.8	49,078,066	56.4	46,180,069	52.6	54,710,900	55.5
	交付金等	4,280,784	5.7	5,064,759	5.8	6,781,236	7.7	4,632,462	4.7
	地方交付税	301,770	0.4	3,445,895	4.0	3,991,818	4.5	234,192	0.2
	国県支出金	6,174,018	8.2	8,599,500	9.9	10,756,030	12.3	14,091,088	14.3
	市債	6,208,130	8.2	12,848,200	14.8	9,450,800	10.8	11,894,700	12.1
	その他	9,673,119	12.8	7,929,100	9.1	10,611,960	12.1	13,097,508	13.3
歳入合計		75,608,980	100.0	86,965,520	100.0	87,771,913	100.0	98,660,850	100.0
歳出内訳	議会費	586,218	0.8	636,240	0.8	626,044	0.7	653,882	0.7
	総務費	10,803,514	15.2	8,621,608	10.3	9,656,777	11.5	12,822,182	13.4
	民生費	11,801,385	16.6	17,750,433	21.3	23,530,466	28.0	28,589,101	29.9
	衛生費	5,384,733	7.6	14,462,873	17.3	10,126,403	12.0	14,589,095	15.2
	労働費	1,093,038	1.5	588,181	0.7	439,563	0.5	335,205	0.4
	農林水産業費	1,196,609	1.7	883,983	1.1	613,226	0.7	574,283	0.6
	商工費	2,215,378	3.1	2,557,344	3.1	2,489,527	3.0	2,547,251	2.7
	土木費	20,546,135	29.0	17,046,541	20.4	13,557,254	16.1	11,246,662	11.8
	消防費	2,716,637	3.8	3,589,526	4.3	3,727,920	4.4	4,129,261	4.3
	教育費	9,895,522	14.0	10,819,543	13.0	11,975,546	14.2	11,565,346	12.1
	災害復旧費	0	0.0	840	0.0	0	0.0	0	0.0
	公債費	4,644,856	6.6	6,086,764	7.3	7,340,498	8.7	8,638,970	9.0
	諸支出金	0	0.0	395,829	0.5	0	0.0	22,341	0.0
	歳出合計	70,884,025	100.0	83,439,705	100.0	84,083,224	100.0	95,713,579	100.0
地方債年度末残高		43,014,274		65,072,240		72,548,139		81,427,047	
財政調整基金残高		2,528,515		3,903,797		2,979,309		1,528,328	
経常収支比率		67.1%		78.3%		80.1%		91.5%	

川越市の都市計画事業費等の推移

各年度 決算数値
(単位:千円)

区 分		年 度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度
都市計画事業費等	街 路		872,670	183,173	612,649	1,476,606
	公 園		2,560,216	92,990	0	18,823
	下 水 道		8,216,283	2,459,809	0	0
	そ の 他		0	5,825,678	70,483	6,855,998
	市街地開発事業		0	0	0	0
	都市計画事業計	A	11,649,169	8,561,650	683,132	8,351,427
	土地区画整理事業	B	285,025	1,335,934	968,033	427,168
	地方債償還額	C	2,281,387	3,002,944	1,511,476	2,408,531
	合 計 (A + B + C)	D	14,215,581	12,900,528	3,162,641	11,187,126
Dの財源内訳	地 方 債	E	4,640,660	6,880,800	130,100	5,586,700
	支 出 金	F	1,148,354	150,400	162,400	2,773,719
	負 担 金 そ の 他	G	489,788	267,204	67,547	109,665
	都市計画税収入額	H	2,145,691	2,647,573	2,542,509	2,672,351
	一 般 財 源 等 D - (E + F + G + H)	I	5,791,088	2,954,551	260,085	44,691
合 計			14,215,581	12,900,528	3,162,641	11,187,126
充当割合 $\frac{H}{H+I} \times 100$ (%)			27.0%	47.3%	90.7%	98.4%

都市計画税の税率改定による影響額

平成5年度から21年度までの都市計画税の減税影響額

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合 計
税率0.3% の場合 (減税なし)	千円 3,263,529	千円 3,477,064	千円 3,716,238	千円 3,906,142	千円 3,898,020	千円 4,023,904	千円 4,126,147	千円 3,985,209	千円 3,998,173	千円 4,011,792	千円 3,848,854	千円 3,892,158	千円 3,940,771	千円 3,856,095	千円 3,944,850	千円 4,005,633	千円 4,029,967	千円 65,924,546
税率0.2% の場合 (現行)	2,175,686	2,318,043	2,477,492	2,604,095	2,598,680	2,682,603	2,750,765	2,656,806	2,665,449	2,674,528	2,565,903	2,594,772	2,627,181	2,570,730	2,629,900	2,670,422	2,686,645	43,949,700
減 税 額	1,087,843	1,159,021	1,238,746	1,302,047	1,299,340	1,341,301	1,375,382	1,328,403	1,332,724	1,337,264	1,282,951	1,297,386	1,313,590	1,285,365	1,314,950	1,335,211	1,343,322	21,974,846
累積減税額	1,087,843	2,246,864	3,485,610	4,787,657	6,086,997	7,428,298	8,803,680	10,132,083	11,464,807	12,802,071	14,085,022	15,382,408	16,695,998	17,981,363	19,296,313	20,631,524	21,974,846	
納 税 義務者数	人 68,198	人 69,951	人 72,370	人 74,426	人 76,242	人 77,806	人 79,284	人 80,649	人 81,872	人 83,041	人 84,008	人 85,458	人 86,874	人 88,183	人 89,367	人 90,151	人 91,059	人 -
納税義務者 一人当たりの 減 税 額	円 15,951	円 16,569	円 17,116	円 17,494	円 17,042	円 17,239	円 17,347	円 16,471	円 16,278	円 16,103	円 15,271	円 15,181	円 15,120	円 14,576	円 14,714	円 14,810	円 14,752	円 272,034

※税率改定は平成5年度より実施。 ※平成5年度～20年度は決算の調定額(現年度分)。平成21年度は当初調定額(現年度分)

条例改正後の都市計画税影響額見込

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
税率0.2% (現行)	千円 2,703,253	千円 2,721,745	千円 2,652,278	千円 2,669,368	千円 2,678,507	千円 2,608,420	千円 2,615,176	千円 2,618,018	千円 2,547,631	千円 2,542,876
税率0.25%	3,380,891	3,404,016								
税率0.3%			3,981,031	4,006,691	4,020,422	3,915,234	3,925,390	3,929,676	3,824,039	3,816,929
増 収 分	677,638	682,271	1,328,753	1,337,323	1,341,915	1,306,814	1,310,214	1,311,658	1,276,408	1,274,053
納 税 義務者数	人 92,470	人 93,902	人 95,357	人 96,834	人 98,334	人 99,857	人 101,404	人 102,975	人 104,570	人 106,190
納税義務者 一人当たりの 影 響 額	円 7,328	円 7,265	円 13,934	円 13,810	円 13,646	円 13,086	円 12,920	円 12,737	円 12,206	円 11,997

都市計画事業の整備状況

(平成20年3月31日現在)

事業名称	川越市	県内市の平均	中核市の平均
都市計画道路の整備率	39.70%	52.40%	64.50%
市街化区域面積に対する 区画整理実施率	16.70%	33.90%	23.30%
市民1人当たりの 都市公園面積	4.49㎡	6.41㎡	9.82㎡

広報 川越

No.1215
平成22年1月25日
(毎月10日・25日発行)

都市基盤を着実に整備するために 都市計画税の税率を改定

段階的に
0.2% → 0.25% → 0.3%



整備前、一方通行だった市道0001号線

（市道計画事業として整備された
現在の市道0001号線）

市の財政状況は、福祉に充てる扶助費や市債の償還に充てる公債費など、毎年義務的に支出しなければならない経費が増加しています。さらに、財源の中心となる市税は、景気の低迷などの影響により、当面増加が見込めない状況です。そのため、道路や公共施設など、都市基盤の整備に充てられる財源が大きく減少してしまいます。

今後も都市基盤を着実に整備し、市民の皆さんの安全で安心な生活を確保していくためには、将来にわたって財源を確保する必要があります。都市計画税の税率を0.2パーセントから0.25パーセント、0.3パーセントへと段階的に引き上げることで、都市基盤整備に必要な財源を確保することができるようになります。

行政内蔵では徹底した経費削減を行い、選択と集中により限られた財源を有効に、かつ効果的に事業に投入していきます。今後、区域を設けることなく、さらに財政改革を推進し、公正・公平で健全な市政運営に努めるとともに、市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

●都市計画税とは

都市計画税とは、「都市計画事業や土地区画整理事業が実施されることで、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大することが認められる」という受益関係に着目し、土地および家屋の所有者に課税される市町村税です。



現在の中央通り線(上)と整備後の完成予想図(下)



都市計画事業等の平成20年度決算額

区分	事業名	決算額(千円)	構成比(%)
都市計画事業等	街路	1,476,606	13.2
	公園	18,823	0.2
	その他(資源化センターなど)	6,855,998	61.3
	土地地区画整理	427,168	3.8
	土地地区画整理	2,408,531	21.5
計		11,187,126	100.0
財源内訳	地方債	5,586,700	49.9
	国庫支出金・県支出金	2,773,719	24.8
	負担金その他	109,665	1.0
	都市計画税	2,672,351	23.9
	一般財源など	44,691	0.4
計		11,187,126	100.0

平成20年度決算額における都市計画税の充当状況

事業名	充当額(千円)	構成比(%)
下水道(企業債償還金)	928,695	34.8
土地地区画整理	153,233	5.7
公園	419,960	15.7
街路	297,379	11.1
資源化センターなど	838,103	31.4
都市下水道	34,981	1.3
計	2,672,351	100.0

都市計画事業の整備状況 (平成20年3月31日現在)

事業名称	川越市	県内市の平均	中核市の平均
都市計画道路の整備率	39.7%	52.4%	64.5%
市街化区域面積に対する区画整理実施率	16.7%	33.9%	23.3%
市民1人当たり市の公園面積	4.49㎡	6.41㎡	9.82㎡

●都市計画税の使いみちは？

都市計画税は、目的税であるため、都市計画道路、公園、下水道などの都市計画事業や、区画整理事業、これらの事業を行うために借りた借金の返済に限定して使われます。

●なぜ、今、税額を引き上げるの？

0.3パーセントだった税額を、平成5年度から0.2パーセントに引き下げたことにより、平成21年度までの十七年間で約二百三十億円(二年当たり約十三億円)の財源が減少したことになりました。見直しを先延ばしにすると、その分都市基盤整備への影響が大きくなります。

左表は、川越市の都市計画事業の整備状況を、県内四十市・中核市四十一市の平均と比較したものです。平成20年3月31日現在、すべての項目で、川越市の整備状況は平均を下回っていることが分かります。

市民の皆さんの利便性の向上や、安全で快適な市民生活を実現するためには、都市基盤整備を着実に実施する必要があります。その財源を確保するために、都市計画税を平成4年度以前の税額に戻すことにしました。なお、税率は厳しい経済状況の中、負担を少しの皆さんのご理解をお願いします。

都市計画税・固定資産税の計算例

(土地=小規模住宅用地100㎡・評価額1,080万円▶家賃=木造専用住宅(平成11年建築)・床面積100㎡・評価額450万円)

税目	種別	課税標準額				年税額			
		計	平成21年度	平成22・23年度	平成24年度以降	計	平成21年度	平成22・23年度	平成24年度以降
都市計画税	土地	3,600,000円*	8,100,000円	16,200円	24,300円	88,200円(税率1.4%)	16,200円	20,200円	24,300円
	家賃	4,500,000円*		(税率0.2%)	(税率0.3%)			(税率0.25%)	
固定資産税	土地	1,800,000円*	6,300,000円			104,400円			
	家賃	4,500,000円							
都市計画税・固定資産税の合計年税額						112,500円			
※土地の課税標準額は小規模住宅用地の特例により、都市計画税は評価額の1/3、固定資産税は評価額の1/6となります。									

●課税の対象者は？

毎年1月1日現在、市街化区域内に土地または家屋を所有する方に課税されます。都市計画税は、固定資産税と合わせて納めるようになっています。

●税率は、どうなるの？

昨年の12月議会において、川越市税条例を改正し、税率を0.3パーセント(平成23年度までは0.25パーセント)としました。都市計画税の税率は、地方税法により0.3パーセントの範囲内で、各市町村が条例で定められることになっています。

●税額の計算方法は？

土地・家屋の課税標準額(都市計画税を算出するための基礎となる額)に、税率を乗じた額が税額です。上表は、市街化区域内に小規模住宅用地と木造専用住宅を所有する場合の税額の計算例です。

●負担はどのくらい増えるの？

平成21年度と比較して、都市計画税の税率は、同22年度から1.5倍(同0.3パーセント)になります。所有する家屋の新・増築・減失や、土地の地目変更、譲渡などの異動がない場合、税額もそれぞれ約1.25倍、約1.5倍になります。平成21年度の都市計画税額から試算すると、個人の平均では、税額0.25パーセントで五千七百円、0.3パーセントで一万四千四百円の増額となります。法人の平均では、税額0.25パーセントで六万七千三百円、0.3パーセントで十三万四千六百円の増額となります。なお、評価替えや土地の負担調整措置などにより、税額が変更になる場合があります。

●平成21年度と比べて、市の増収分は、どのくらい？

一年当たり、平成22年度・同23年度は約六億八千万円、同24年度以降は年間約十三億円の増収になります。

●どんな事業に使われているの？

平成21年度の都市計画税は、資源化センターの建設や公園整備などの都市計画事業、土地地区画整理事業に使われています。なお、同20年度決算における、都市計画事業等内訳と都市計画税の充当状況は上表のとおりです。

今後は、新斎場建設・川越駅西口周辺整備・新河岸駅周辺整備・中央通り地区整備(上野・なぐわし公園整備や、都市計画道路整備を進めるために使われます)です。

都市計画税の税率の引き上げは、都市基盤の整備や老朽化した家屋などへの対応を確実に推進していくために、必要な財源を将来にわたって確保するためのものです。市民の皆さんのご理解をお願いします。

問い合わせ

課税内容に関すること▶資産税課・TEL224-5642

財政状況に関すること▶財政課・TEL224-5618

都市計画の概要に関すること

都市計画課・TEL224-5945

個々の都市計画事業に関すること

新斎場建設準備室・TEL224-6144

都市整備課・TEL224-5964

公園整備課・TEL224-5965

川越駅西口土地地区画整理事務所・TEL245-6011

高麗土地地区画整理事務所・TEL244-5588

街路課・TEL224-6019

経営企画課・TEL223-3062

下水計画課・TEL223-0561

会計別当初予算

	平成23年度 (千円) A	平成22年度 (千円) B	増減額 (千円) A - B	前年度比 (%) (A - B) / B
一般会計	99,600,000	94,160,000	5,440,000	5.8
国民健康保険	35,061,000	35,052,000	9,000	0.0
老人保健医療	—	101,169	△101,169	減
特 後期高齢者医療	2,711,600	2,695,200	16,400	0.6
診療	294,800	289,000	5,800	2.0
別 介護保険	16,101,000	14,537,000	1,564,000	10.8
会 母子児童福祉資金貸付	84,000	69,000	15,000	21.7
公共地下駐車場	160,300	134,000	26,300	19.6
農業集落排水	287,600	652,900	△365,300	△56.0
水道	9,606,982	9,789,764	△182,782	△1.9
公共下水道	9,841,549	9,045,147	796,402	8.8
企業会計	74,148,831	72,365,180	1,783,651	2.5
計	173,748,831	166,525,180	7,223,651	4.3
総計(イ+ロ)				

平成23年度



川口市長 川合善明

予算の概要

財政課 図 2 2 4 - 5 6 1 8

本市の財政状況は、歳入の根幹である市税収入が伸び悩む一方で、歳出では義務的経費である扶助費、公債費の大幅な増加が見込まれるなど、大変厳しい状況にあります。

このような財政状況を踏まえ、新年度の予算編成にあたりましては、市税等の自主財源の積極的な確保を図り、さらに歳出全般にわたる経費の削減や効果、必要性の観点から事業の見直しを行いました。そして、限られた財源の重点的かつ効果的配分を行い、予算編成方針において重点施策として掲げた「未来につなぐひとづくり」、「活力と魅力あふれるまちづくり」、「快適で安心できるくらしづくり」の三つの項目に取り組んでいくための予算の編成に努めました。

市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

* 完成前の施設に付く(仮称)は省略しています。

* 平成二十三年度の川口市予算説明書(は財政課本庁舎四階)情報公開窓口受付台 町・図書館・公民館でご覧になれます。

一般会計歳入の構成

△ 歳計の収入項目	歳入の項目名	当初予算額(千円)
給与	市税	53,038,395
	歳入	4,084,784
	使用料及び手数料	1,564,389
	分租金及び負担金	1,052,221
	財産収入	977,982
	寄付金	1,730
	繰入金	1,618,352
	繰越金	2,000,000
	国庫支出金	15,935,696
	市債	6,466,000
	県支出金	5,035,993
	地方交付税	2,961,811
	地方交付税	2,870,000
	地方交付税	784,700
	地方交付税	650,000
	自動車取得税交付金	219,700
	利子割交付金	105,515
	ゴルフ場利用税交付金	72,000
	配当割交付金	67,764
	交通安全対策特別交付金	60,000
	特許等取得所得割交付金	32,968
	計	99,600,000

平成23年度の当初予算規模

一般会計	996億円	(前年度比5.8%増)
特別会計	741億4,883万1,000円(同 2.5%増)	
総額	1,737億4,883万1,000円(同 4.3%増)	

一般会計歳出の性質別構成

△ 歳計の支出項目	性質別の項目名	当初予算額(千円)
医師費	扶助費	25,356,901
養食費	人件費	21,695,596
借入金返済	公債費	9,533,410
投資家の増減	普通建設事業費	8,208,586
債(建設費等)	災害復旧事業費	2,000
公共料金など	物件費	14,334,528
子に仕送り	繰出金	11,890,674
自治会費など	補助費等	5,881,542
その他	貸付金	1,847,197
その他	維持補修費	620,742
その他	積立金	108,824
その他	投資及び出資金	0
計	予備費	120,000
	計	99,600,000

一般会計と特別会計の違い

「一般会計」は市の基本的経費をやりくりする会計で、市財政の根幹となるものです。

「特別会計」は、一般会計から独立している会計です。独立させることで、受益と負担を明確にできるのが特別会計のメリットです。また、特別会計の行う事業など、特に独立経費性の強い事業を行う場合に設置するのが企業会計です。市では、現在九つの特別会計があります。

国民健康保険：加入者の医療費などを支給する事業

後期高齢者医療：加入者の医療費支給などの事務に関する事業

診療：市立診療所の診療に関する事業

介護保険：加入者の介護サービス費などを支給する事業

母子児童福祉資金貸付：母子家庭などに資金を貸す事業

公共地下駐車場：アトリエ地下駐車場の運営に関する事業

農業集落排水：農業集落の汚水処理に関する事業

水道：水道水の供給などに関する事業

公共下水道：下水処理に関する事業

都市計画税の使いみち

都市計画税とは、「都市計画事業や土地区画整理事業が実施されると、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大すると認められる」という受益関係に着目し、市街化区域の土地・家屋の所有者に課税する市町村税です。この税金は目的税であるため、都市計画道路、公園・下水道などの都市計画事業、区画整理事業や、これらの事業を行うために借りた借金の返済に限定して使われます。

税率は昨年度に引き続き、25パーセントで、今年度の予算額は三十三億五千三百三十三万五千円です。

次は、川口市の一般会計当初予算をできるだけ分かりやすくするため、年収五百万円の家庭に例えて、その概要をお知らせします。

都市計画税の使いみち

事業名	全体の事業費 (千円)	うち一般財源 (千円)	充て都市計画税 (千円)	構成比 (%)
資源化センターほか (事業実施のために借り入れた市債の返済金)を含みます。	1,173,042	1,173,042	1,150,125	34.3
公園	1,585,108	564,708	553,267	16.5
下水道	637,539	637,539	627,036	18.7
街路	1,454,477	775,277	761,162	22.7
土地区画整理事業	1,069,510	268,210	261,545	7.8
計	5,919,676	3,418,776	3,353,135	100.0

* 事業費には地方債償還金(事業実施のために借り入れた市債の返済金)を含みます。

* 事業費と一般財源の差額は、国・県支出金などです。

千葉市のプロフィール

千葉市は、東京都心まで約40km、新東京空港(成田)まで約30kmに位置し、立地条件は良好。
人口は年々増加しており、約96万人、世帯数は約41万世帯。



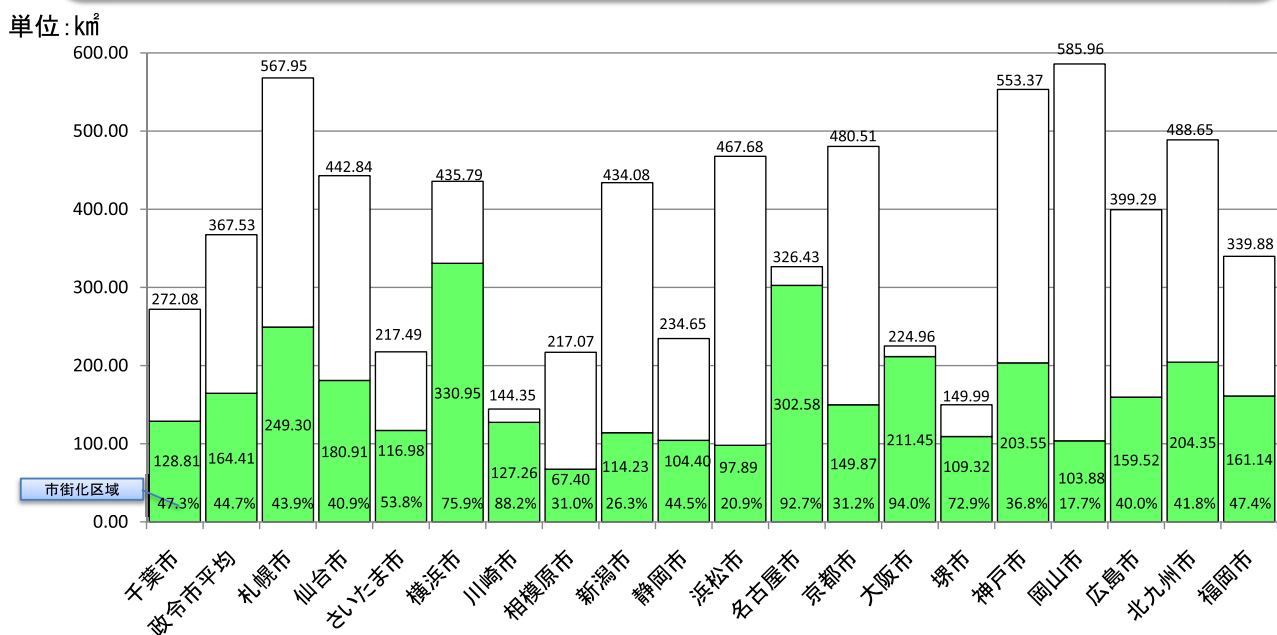
市制施行	大正10年1月1日
政令指定都市移行	平成4年4月1日
平均気温	16.3℃
面積	272.08km ²
位置	東京都心まで約40km 成田空港まで約30km
人口	962,130人(H22.10.1)
人口増加率	4.1%
世帯数	406,450世帯(H22.10.1)
生産年齢人口比率	65.7%(全国平均63.7%)

※人口、人口増加率、世帯数、生産年齢人口比率は、平成22年国勢調査の速報による。

市街化区域等の状況

千葉市は、農地や山林などが比較的良好に残されており、大都市でありながらも緑に恵まれていることが特徴。

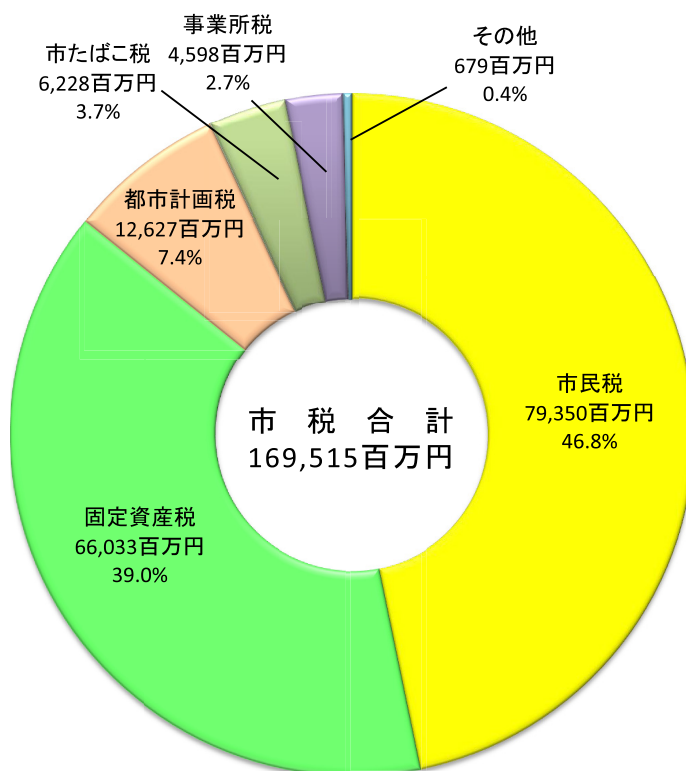
市街化区域面積の都市計画区域面積に占める割合は政令市平均を若干上回る。



グラフ中のパーセンテージは市街化区域の割合

市街化区域・都市計画区域の面積は「平成22年度都市計画年報」による(相模原市のみ「平成22年相模原市統計書」より)

H22年度 千葉市市税決算額 構成割合



都市計画税の概要

○ 課税標準

固定資産の価格

ただし、土地については、次の場合の課税標準は価格よりも低く設定される

- ・税負担の調整措置が適用される場合
- ・課税標準の特例が適用される場合

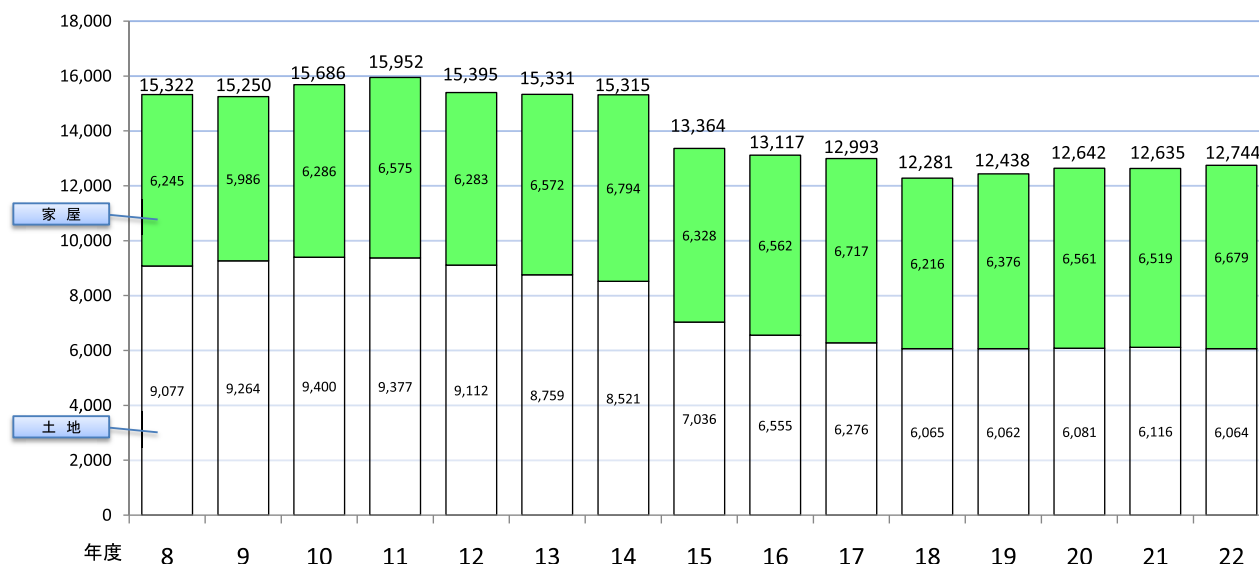
○ 税率

0.3/100(昭和53年度以降)

都市計画税の推移

都市計画税額は、主に固定資産の価格に連動して推移し、土地価格の下落などにより、平成22年度はピーク時(平成11年度)と比較して、約20%の減となっている。

単位: 百万円



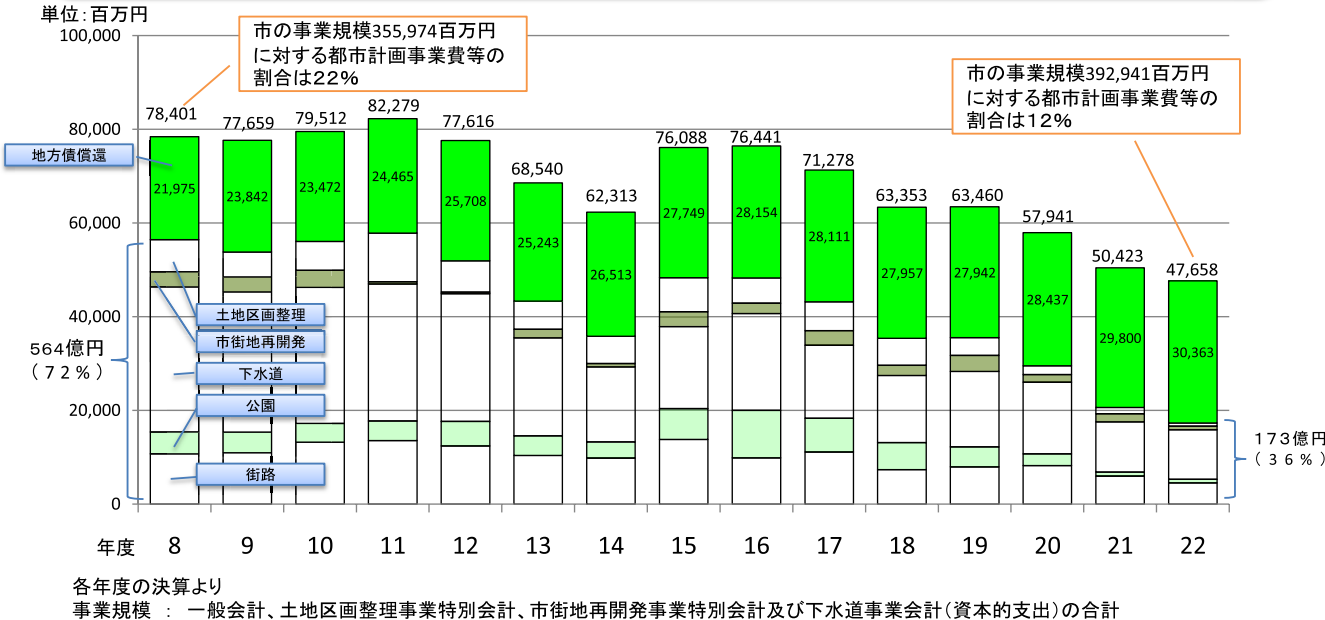
固定資産概要調査より

都市計画事業費等(地方債償還分を含む)の推移

平成4年の政令指定都市移行を契機として、都市基盤の整備に積極的に取り組んできたことから、都市計画事業費は増加傾向にあった。

しかし、近年(H15年度以降)、都市基盤整備が一段落したことや厳しい財政状況を踏まえ、下水道等の基盤整備は減少し、過去の地方債に係る償還が多額となっているのが特徴。

今後は、過去に整備した施設等の更新・維持管理に係る経費が増加する見込み。



都市計画事業の例 (H22現在で地方債償還の残っている事業)

○下水道普及率: H4 69.4% ⇒ H22 97.2% (+28ポイント)

○都市公園面積: H4 5.95㎡/人 ⇒ H22 9.04㎡/人 (+51.9%)
(1人当たり面積)

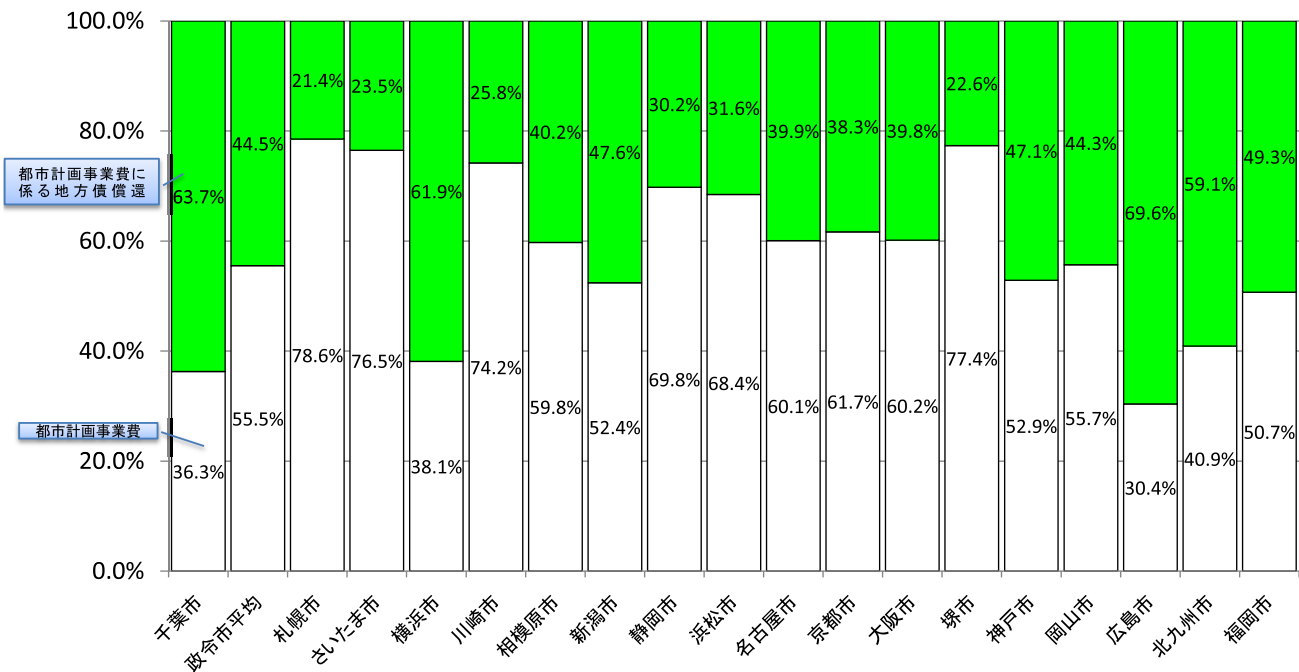
単位: 百万円

	事業名	事業費		事業名	事業費
1	公共下水道事業	293,161	5	土地区画整理事業	21,649
2	公園整備事業	54,551	6	モノレール県事業負担金	9,662
3	街路整備事業	46,714	7	市街地再開発事業	7,457
4	特定環境保全公共下水道事業	27,444	8	流域下水道事業負担金	6,450

事業費は地方債発行額ベース

都市計画事業費等に占める地方債償還の割合(H22決算)

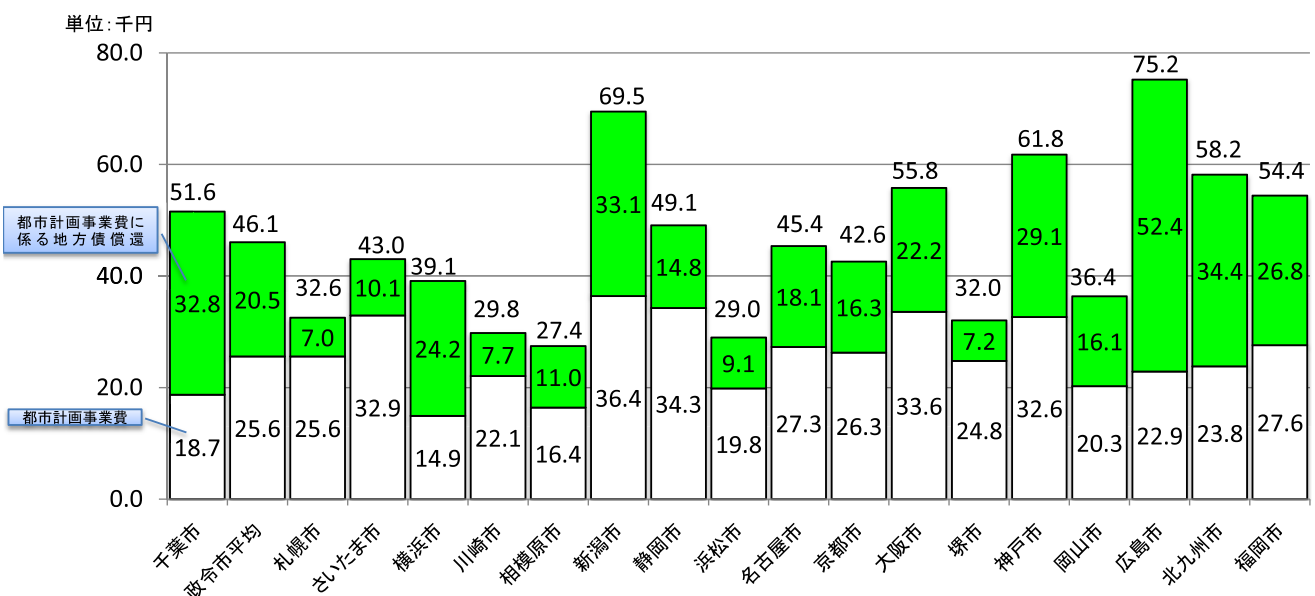
都市計画事業費等に占める地方債に係る償還の割合は、政令市でも2番目に高くなっている。



「都市計画税の課税状況等の調」より（仙台市除く）

都市計画区域人口1人当たりの事業費 政令市(H22決算)

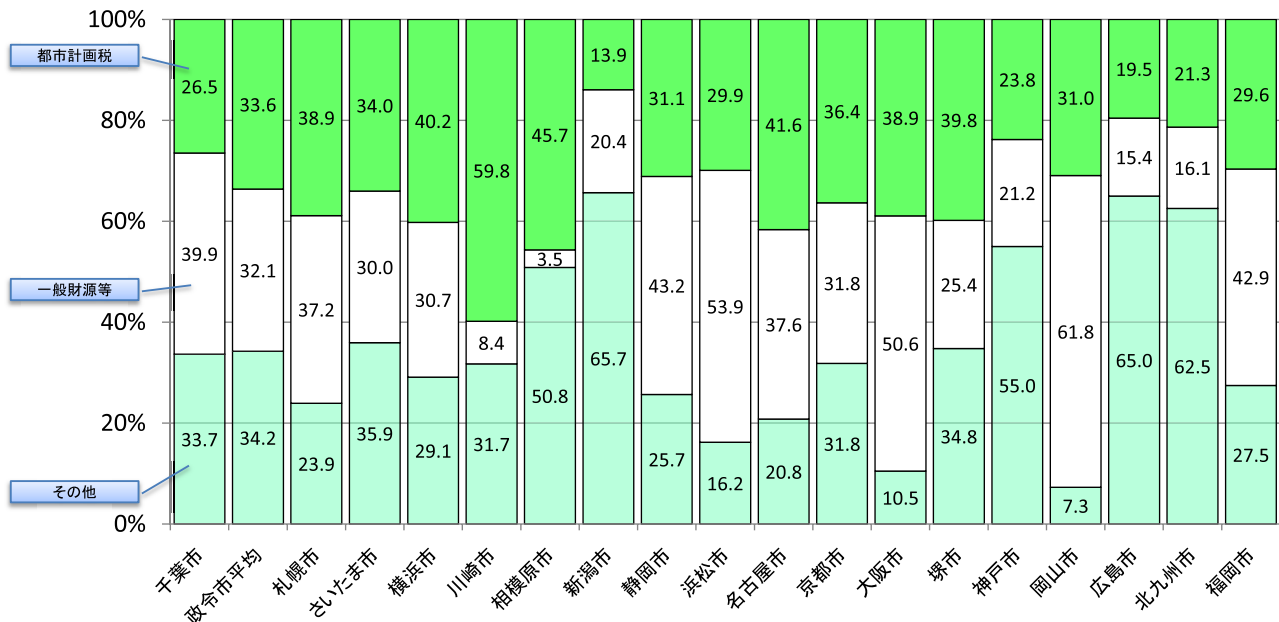
都市計画区域人口1人当たりの都市計画事業費等も、地方債に係る償還が多いため、政令市平均を上回っている。



都市計画区域人口：「普通交付税及び地方特例交付金算出資料」より

都市計画事業費等の財源内訳 政令市比較(H22決算)

9ページのとおり、地方債償還が多額であることが、都市計画事業費等の全体を押し上げた結果、都市計画税の充当割合は、政令市平均よりも低くなっていると考えられる。

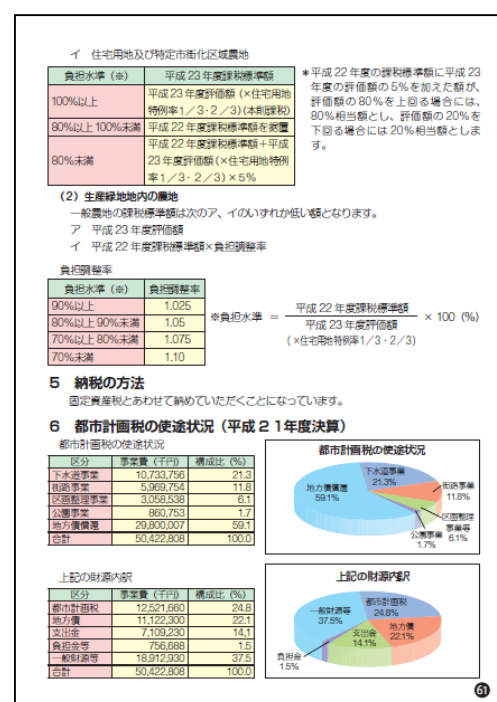
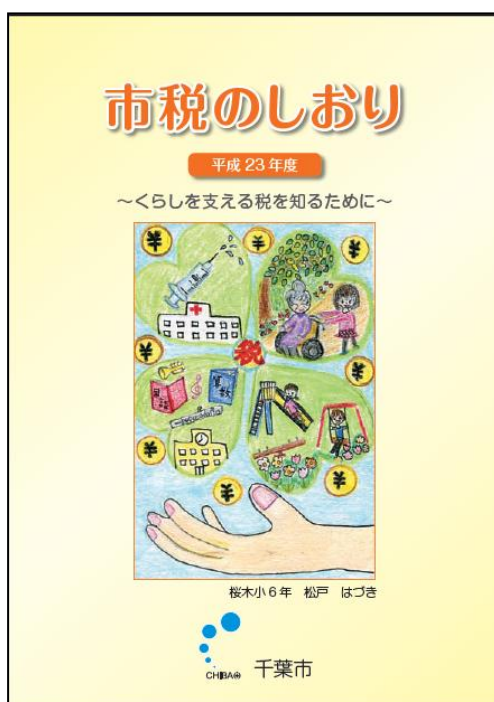


「都市計画税の課税状況等の調」より（仙台市除く）
その他…地方債・国庫支出金など

都市計画税の使途に関する市民への周知

本市では、平成22年度から、広報誌「市税のしおり」に都市計画税の使途を掲載している。

※「市税のしおり」はホームページにも掲載している。



【参考】 都市計画税の用途に関する議会答弁

2009. 10. 02 : 平成21年第 3 回定例会

○議員

それから、千葉駅西口再開発事業についてであります。

(中略)

ここには、千葉市の都市計画税が投入されております。千葉市の昨年の都市計画税は約126億円です。この西口再開発事業に幾ら投入されているのか、伺います。また、今日、受益と負担があいまいとされる都市計画税については、その使われ方について市民に明らかにするべきではないのか。

○財政局長

まず、千葉駅西口再開発事業に投入されている都市計画税についてですが、平成20年度では、都市計画事業等の一般財源相当額300億円に対し、都市計画税126億円を充当しており、充当割合は約42%となっております。この割合から試算しますと、西口再開発事業には約3億700万円の都市計画税を充当していることとなります。また、都市計画税につきましては、その概要を市税のしおりで周知しておりますが、目的税であることにかんがみ、今後は、より具体的な用途について市民にわかりやすく公表するよう検討してまいります。

都市計画税の課税の状況

項 目	都市計画税	(参考) 固定資産税
区域の面積	市街化区域面積 : 203.65 k m ² うち課税面積 : 103.29 k m ²	市の面積 : 552.83 k m ² うち課税面積 : 256.93 k m ²
課税対象資産	市街化区域内に所在する土地・家屋 土地 : 484,506 筆、家屋 : 357,731 棟	市内に所在する土地・家屋・償却資産 土地 : 628,069 筆、家屋 : 384,389 棟
納税義務者数	土地 : 274,867 人、家屋 : 449,796 人	土地 : 290,152 人、家屋 : 458,975 人
税 率	0.3% (制限税率と同じ)	1.4% (標準税率と同じ)
税 収	平成 22 年度決算額 : 22,399,161 千円 平成 23 年度予算額 : 22,454,972 千円	平成 22 年度決算額 : 112,599,362 千円 平成 23 年度予算額 : 112,266,493 千円
	(参考) 市税総額 平成 22 年度決算額 : 267,134,578 千円 平成 23 年度予算額 : 265,247,009 千円	

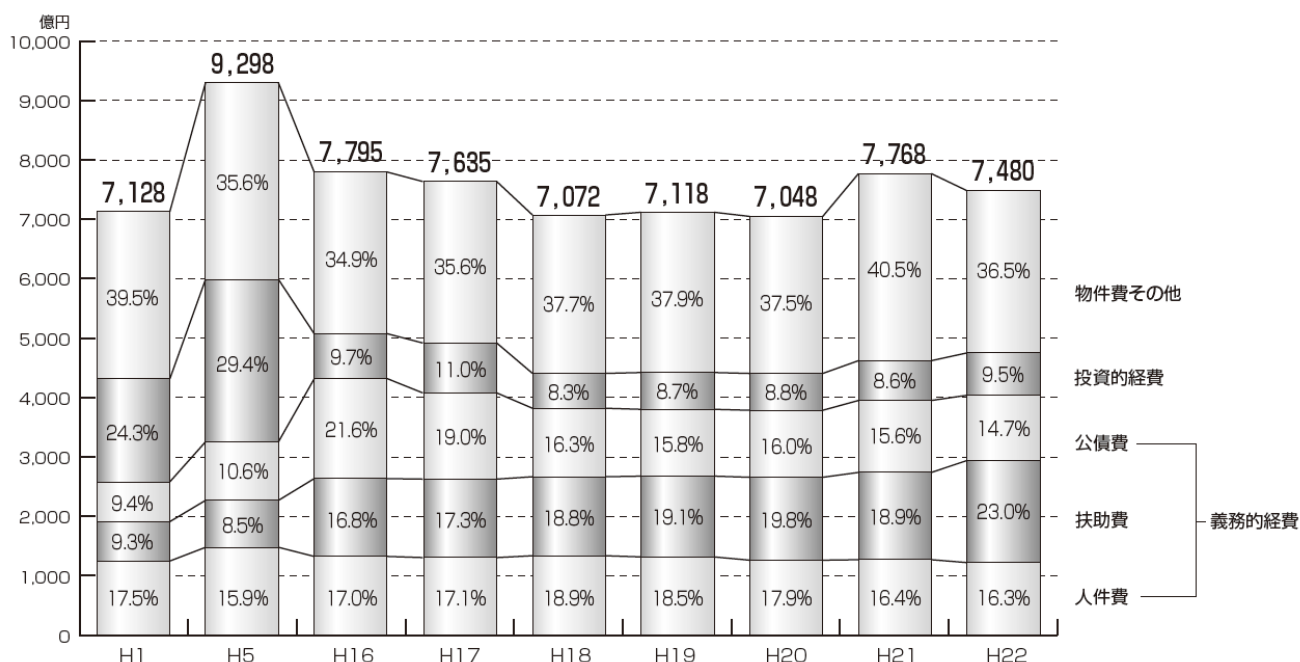
* 課税面積、課税対象資産数及び納税義務者数は平成 23 年度固定資産概要調書による。

都市計画事業費の内容

項 目	平成 21 年度決算額	平成 22 年度決算額	H22/H21	平成 23 年度予算額	H23/H22
都市計画事業	47,117,368 千円	43,454,477 千円	△7.8%	40,486,891 千円	△6.8%
街 路	12,782,927 千円	9,968,825 千円	△22.0%	9,074,546 千円	△9.0%
公 園	5,306,358 千円	3,892,060 千円	△26.7%	4,747,953 千円	+22.0%
下水道	22,142,053 千円	25,279,984 千円	+14.2%	22,188,590 千円	△12.2%
市街地再開発	3,803,589 千円	1,664,213 千円	△56.2%	2,210,625 千円	+32.8%
その他	3,082,441 千円	2,649,395 千円	△14.0%	2,265,177 千円	△14.5%
土地区画整理事業	3,831,035 千円	6,341,172 千円	+65.5%	2,154,985 千円	△66.0%
計	50,948,403 千円	49,795,649 千円	△2.3%	42,641,876 千円	△14.4%

* 平成 22 年度をもって震災復興区画整理事業がすべて完了 (市街地再開発事業は H25 年度末完了予定)。

(参考) 歳出決算額及び構成比の推移【性質別分類】



都市計画事業費の財源

(平成 22 年度決算額)

項 目	事 業 費	財 源 内 訳				都市計画税 充 当 率
		特定財源	地方債	都市計画税	一般財源等	
都市計画事業	43,454,477 千円	21,367,471 千円	15,785,880 千円	3,330,565 千円	2,970,561 千円	7.7%
街 路	9,968,825 千円	3,831,428 千円	2,323,000 千円	2,016,163 千円	1,798,234 千円	20.2%
公 園	3,892,060 千円	1,727,580 千円	1,354,000 千円	428,393 千円	382,087 千円	11.0%
下水道	25,279,984 千円	13,351,702 千円	11,118,000 千円	428,288 千円	381,994 千円	1.7%
市街地再開発	1,664,213 千円	891,616 千円	281,000 千円	259,842 千円	231,755 千円	15.6%
その他	2,649,395 千円	1,565,145 千円	709,880 千円	197,879 千円	176,491 千円	7.5%
土地区画整理事業	6,341,172 千円	4,698,064 千円	772,000 千円	460,439 千円	410,669 千円	7.3%
地方債償還額	44,407,557 千円	9,202,622 千円	0 千円	18,608,157 千円	16,596,778 千円	41.9%
計	94,203,206 千円	35,268,157 千円	16,557,880 千円	22,399,161 千円	19,978,008 千円	23.8%

(平成 23 年度予算額)

項 目	事 業 費	財 源 内 訳				都市計画税 充 当 率
		特定財源	地方債	都市計画税	一般財源等	
都市計画事業	40,486,891 千円	23,039,668 千円	13,263,500 千円	2,702,868 千円	1,480,755 千円	6.7%
街 路	9,074,546 千円	6,767,677 千円	808,000 千円	968,358 千円	530,511 千円	10.7%
公 園	4,747,953 千円	2,599,148 千円	1,451,000 千円	450,823 千円	246,982 千円	9.5%
下水道	22,188,590 千円	10,821,534 千円	10,705,500 千円	427,340 千円	234,116 千円	1.9%
市街地再開発	2,210,625 千円	1,171,354 千円	57,000 千円	634,605 千円	347,666 千円	28.7%
その他	2,265,177 千円	1,679,955 千円	242,000 千円	221,742 千円	121,480 千円	9.8%
土地区画整理事業	2,154,985 千円	1,485,245 千円	242,000 千円	276,345 千円	151,395 千円	12.8%
地方債償還額	39,135,859 千円	8,990,385 千円	0 千円	19,475,759 千円	10,669,715 千円	49.8%
計	81,777,735 千円	33,515,298 千円	13,505,500 千円	22,454,972 千円	12,301,865 千円	27.5%

* 都市計画税は事業費から特定財源、地方債を除いた額で按分して充当。

都市計画税の充当事業の範囲

【本市意見】

- 都市計画税を充当できる事業の範囲を都市計画施設の維持管理費まで拡充すべきである。

【理由】

- ・ 地方財政が厳しい中、今後、都市計画施設の新設は減少し、既存施設の機能強化による長寿命化へとシフトしていくと考えられるが、これらに要する財源を確保する必要がある。
- ・ 施設を新設すれば、以後、維持管理費が必要なことは当然であり、これに都市計画税を充当することは、都市計画税創設の趣旨である受益者負担という考え方に一致する。
- ・ 都市計画事業がある程度進捗している地域の住民からは、都市計画税の納税額に見合う投資がなされないとの不満があるが、維持管理費への充当で説明が可能となる。
- ・ 特に中心市街地では都市計画施設の規模も大きく、維持管理費も多額であるが、一方で都市計画税収も大きいため、維持管理費に充当することが住民の理解を得やすい。
- ・ 事業所税や入湯税（いずれも維持管理費に充当されている）と取扱いが異なることの説明が困難である。

都市計画税率の決定方法

【本市の取扱い】

- 都市計画税の税率については、創設以来、制限税率を採用している。

【理由】

- ・ 都市計画税収は都市計画事業費の30%に満たないため。

〈課題〉 制限税率が撤廃された場合の税率決定方法

- ・ 税率決定のための基準を持っていない。
- ・ 都市計画事業費を全額賄うとすれば大幅な増税となる。
- ・ 都市計画事業費の一定割合とする場合、その割合を定める基準が必要となる。

都市計画税の使途の明確化

【本市の取扱い】

- 議会に対しては、個別の事業に対する都市計画税の充当額は報告していない。
- 住民に対しては、市税のパフレットに使途の概要を記載をしている。

【理由】

- ・ 議会では個別事業について、事業費のうち市の負担額（市税投入の是非）が議論されることはあるが、都市計画税の使途という観点から議論されたことがない。
- ・ 住民は市税の使途や都市計画事業の内容には関心があっても、都市計画税の使途への関心は薄い。むしろ、市街化区域の土地・家屋には都市計画税が課税されることが浸透している。

〈課題〉 都市計画税の使途の明確化の方法

- ・ 形式的に報告書の作成や広報を行っても、議会や住民に関心がなければ効果がない。
- ・ 本市のように都市計画税の充当率が低い場合、都市計画税の使途について議論になりにくい。
- ・ そもそも都市計画税の使途の明確化とはどの程度のものがよいか。

（参考） 市民向けパンフレット

〈平成 22 年度版 市税のしるべ〉

市税のあらまし

神戸市で現在課税している市税は次のとおりです。

神戸市税	普通税	市民税	……P20
		固定資産税	……P40
		軽自動車税	……P62
		市たばこ税	……P62
		特別土地保有税	……P60
		入湯税	……P62
目的税	事業所税	……P60	
	都市計画税	……P40	

〔普通税〕は、納められた税金の使いみちが特定されていなくて、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。

都市計画税…都市計画事業・土地区画整理事業に使われています。

土地区画整理	……約 76億2,800万円
街路整備	……約 49億1,800万円
公園整備	……約 42億5,800万円

〔事業所税〕は、納められた税金の使いみちが特定されています。

市街化区域の整備	……約 22億9,400万円
街路整備	……約 13億8,600万円
廃棄物処理施設整備	……約 8億3,900万円 など

都市計画税…都市計画事業・土地区画整理事業に使われています。

土地区画整理	……約 76億2,800万円
街路整備	……約 49億1,800万円
公園整備	……約 42億5,800万円 など

〈平成 23 年度 当初予算の概要〉



地方税法第702条

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

【参考】

○租税法〔第12版〕 金子 宏著（抜粋）

都市計画税事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が、都市計画区域内の一定の土地及び家屋に対して課す目的税である。

これらの土地・家屋が、都市計画事業等によって、利用価値の増大、価格の上昇等の利益を受けることに着目して課される受益者負担的目的税である。納税義務者および課税標準は、固定資産税の場合と同じであり、制限税率は0.3%である。

都市計画法第4条

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

都市計画法第5条

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）による都市開発区域、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）による都市開発区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

都市計画法第7条

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

○ 都市計画法施行令

第三条 法第七条第一項第二号の大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。

都市計画法第59条

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（地方自治法第二条第九項第一号※¹に規定する第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

- 2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。
- 3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。
- 4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならない。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第四項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管理、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行う者の意見をきかなければならない。ただし、政令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 7 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、その定められている者でなければ、施行することができない。

※¹ 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

都市計画法第60条、第62条

第六十条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類
- 三 事業計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

第六十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十九条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、第六十条第三項第一号及び第二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十条の二の規定により準用される同法第三十条第二項の通知を受ける日まで、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究

－ 都市計画税について －

平成24年3月

編 者 財団法人 資産評価システム研究センター（略称：評価センター）

発 行 者 小 林 倫 憲

発 行 所 財団法人 資産評価システム研究センター

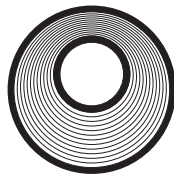
〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-1-13 葺手ビル8階

TEL 03-5404-7781

FAX 03-5404-2631

(URL <http://www.recpas.or.jp> <http://www.chikamap.jp>)



(財)資産評価システム研究センター